

第497回（定例）福崎町議会会議録

令和3年6月17日（木）  
午前9時30分 開 議

○令和3年6月17日、第497回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

8番 宇崎壽幸議員は午後1時50分に退席

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 術 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第5号	1番	三輪一朝	(1) 川すそ川（川すそ雨水幹線）整備工事と水害発生軽減について
			(2) 中小企業支援の現状と課題について
			(3) 町道の路面標示について
第6号	10番	前川裕量	(1) 小規模学校の特色を持たせた授業運営についての提言
			(2) 農地への規制の緩和を行った利活用拡充方法について

- (3) 福崎町におけるSDGsの取り組みについて
- 第7号 12番 小林 博 (1) コロナ禍について  
(2) 教育問題について  
(3) 安心・安全の町づくりについて  
(4) 環境問題について  
(5) 福祉施策について

## 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
また、本日、午前10時頃、Jアラートの試験放送予定があります。放送がある間は暫時休憩を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。  
5番目の質問者は、三輪一朝議員であります。  
質問の項目は  
1、川すそ川（川すそ雨水幹線）整備工事と水害発生軽減について  
2、中小企業支援の現状と課題について  
3、町道の路面標示について  
以上、三輪議員。

三輪一朝議員 おはようございます。議長から許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。議席番号1番、三輪でございます。  
まず、川すそ川（川すそ雨水幹線）の整備工事と、その水害の発生軽減に係る質問でございます。  
私が川すそ川、この川すそ雨水幹線に関する質問をさせていただくのは、これが2回目でございます。たしか2018年12月の議会であったと思うのですが、川すそ川が地域に及ぼす影響が時代とともに変化してきましたので、川すそ川は町指定の河川と同様の扱いにしていっていただけないかというような、そんな質問をさせていただいたんですが、それ以来の質問でございます。  
この川すそ川（川すそ雨水幹線）の整備工事でございますが、現在、工事が下流域から着々と進んでおりました。着々という中にも、玉石が出てきたりということがございましたけども、順調に上流域へと延びてきているのではないかと思います。工事が今後、順調に進んでいった場合でございますが、早く令和6年度から、聞いておりますと西光寺の仁王門下まで延長されると聞き及んでございます。  
まず最初の質問なんですが、川すそ川（川すそ雨水幹線）でございますが、西光寺の仁王門下での上井郷ですね、この水路に接続して、この水路の雨水の排

水を受け持つ計画なのか。改めてお尋ねしたいと思います。

上下水道課長 議員がおっしゃるとおりでございます。

豪雨の際には、上井郷水路は排水路のような役割を果たしております。しかしながら、仁王門を過ぎたところで断面が小さくなるため、防災上、やむなく水利組合等が排水ゲートを開いて水を落水させておりますけれども、現状では能力が不足しております。

雨水幹線を上井郷水路に接続し、排水路を整備することで、被害の軽減を図ります。

三輪一朝議員 説明の順序が逆になったのですが、上井郷についての説明を少し加えさせていただきます。

福崎町史にも載っているのですが、江戸時代に当たります1789年の古文書に、この水路については漏水が多いという記載があります。この上井郷水路でございますが、市川の左岸ですね、市川からいいますと東側の河岸段丘沿いに井ノ口地区、辻川、田尻、西光寺、中島を経由しまして、姫路市の船津町、八幡へ通ずる農業用水路として、もう数百年にも及ぶかんがいを持ってきたわけです。

この上井郷水路なんですが、今、課長からもご説明、一部あったところと重複するのですが、標高の高い区域の水を上井郷水路が集めるという、そういった機能もございます。

ここ昭和40年代以降なんですが、上井郷水路がかんがいをしてまいりました農地が、中国縦貫道でございますとか、都市計画道路が開通したということもございまして、大きな商店なども立地するというようなことで、農地が非常に減少してきていると。つまり、農業用水路としての役割よりも排水路の機能を持たせたほうがいいのではないかという思いがございまして。

そういった過去からの経緯がございまして、ちょっと厳しい言い方かもしれないのですが、上井郷水路と申しますのは、延長が数キロにも及ぶ極めて細長いため池のようなことになっているのではないかと思うのです。

そして、その関連で次の質問に移るのですが、今、課長からもお話がありましたように、西光寺の仁王門下、そこの数百メートル南ぐらいから、水路が非常に細ってございます。幅員、あるいは深さもないというところで、ブロック塀で数段積み増ししたような箇所もございます。そういったことで地元の方々、また、上井郷水路を管轄していらっしゃる各集落につきましては、非常なご苦労があるようなのですが、その中で過去にも上井郷水路が西光寺の仁王門下付近を中心として、溢水、オーバーフローしているようです。直近でございますが、令和元年9月の集中豪雨によりまして、この上井郷水路がオーバーフローしてございます。そのときの福崎の消防署にございますアメダスの記録では、令和元年9月11日の14時10分頃から降雨の記録がございまして。約2時間ほど降ったようなのですが、その間の連続降水の部分だけを合わせますと、108ミリほど。そして、時間の最大雨量ですね、そこを引っ張り出しますと、49.5ミリ。そして、最大の10分間雨量というものもデータで読み取れるのですが、これが13.5ミリという、そういった雨であったようでございます。この2時間ほど続いた雨の後半に当たる16時過ぎ頃から、西光寺の仁王門下の水路がオーバーフローして、その下にあります町道、また、町道の周囲に民家も多数ございまして、この道路も含めて冠水したというふうに理解しております。

今、課長からもお話がございましたように、この川すそ川（川すそ雨水幹線）

が上井郷水路に接続するということになるのですが、今、申し上げた令和元年9月11日の同程度の降雨があった場合、西光寺仁王門下付近の上井郷の水路につきまして、オーバーフローするのかどうかについて。その点について、お尋ねをいたします。

上下水道課長 質問議員がおっしゃられました集中豪雨がございました令和元年9月、それ以降に再度雨水の全体計画の確認業務を行いました。その結果、議員がおっしゃられる日時と同程度の降雨があった場合でも、計算上は、整備が完了すれば、当該箇所の水は防げるという結果が出ております。

ただ、上井郷水路は農業用水路でありますので、水門操作も水量に大きく関係をしてきます。

したがって、その時々現場状況がございまして、明確に何ミリの降雨に対して大丈夫と言うことは難しくなっております。

三輪一朝議員 いずれにせよ、洪水と申しますか、オーバーフローのリスクはかなり軽減をされ得ると。福崎町がかねがねおっしゃっております時間当たり46ミリの過去からの最大降水に対して、ほぼ大丈夫であろうという、そういった認識でいいのかなということに理解をいたしました。

気になるのは、計算上というところでございますので、それは、今もおっしゃった水門があそこがございます。ですので、その操作というものも含めて、非常に大切になるのですが、その操作につきましても、上井郷と川すそ川が接続された折には、何らかの対策もお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

上下水道課長 議員がおっしゃられるように、整備が完了した際には、再度、今までどおりの水門操作でいいのか、それともまた違った形のほうが好ましいのかというようなことを再度検討して、協議が必要ならば、打合せ等を行っていきたいというふうに思っております。

三輪一朝議員 その辺のことについて、しっかりと、特に地元と、水路を造った後、計算上、いろいろなことも考えられましようから、せつかく造るものがございますので、最大限、その設備を有効利用ということが必要と思われまいますので、その点について、しっかりとお願いしたいと思います。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

今、申し上げております上井郷水路と申しますのは、井ノ口から姫路市の八幡までをつなごうというところの水路でございます。河岸段丘の際に沿って水路が造られているということも申し上げたのですが、非常に勾配がない水路です。ですので、排水機能ということではなかなか難しいという点もあるのですが、そして勾配がないということの中で、一部の区間では逆勾配があると聞いてございます。そういったところで、広いエリアの雨水を実際に集めているという現況がございまして。

その広い区域と申しますのは、ちょっと一例を挙げますと、私が在住しております大門の西部地区ですね、南西部に当たりますが、具体的に申しますと大門公民館付近の水が落ヶ池というため池、これは田尻地区が水利権を有してございます。こちらに一旦流入して、そしてこれが上井郷のほうに入ってまいります。そして広い面積で申しますと、田尻地区の一例を申し上げますと、県道三木宍粟線の田尻の信号、変則の五差路ぐらいになっておろうかと思うんですが、その辺りから西に行きますと、熊野神社付近の南の広いエリアが、これも上井郷水路に流入していくという、そういったことになっております。そして、播但連絡道沿いに落ヶ池の水が下りてきまして、ちょっと店舗名を申し上げま

すけど、くろすけという飲食店がございますが、その辺りで上井郷水路に合流をいたします。その辺りが非常に幅が広くて深いという特性があって、また、流入量も多いということで、勾配がないので押水だということで、一般的には言われている水路なんですけど、その影響が西光寺仁王門下の上井郷水路にまで影響が及んで、課長からもお話がありました仁王門下付近から少し南が細っているという観点で、上井郷水路がオーバーフローしやすいという、そういったことになっております。

説明の中でも申し上げましたように、上井郷水路もかんがいする農地の面積が減ってきておるのですが、この落ヶ池という池がかんがいする農地も非常にかんがい面積が減ってきてございます。宅地になったり、商店になったりという。こういったことが増えてきております。

ですので、総合治水的な考えになるのかなと思うのですが、落ヶ池の水位を常時下げておくことが、ある程度は可能ではないかと思うのです。そして、落ヶ池に雨水の貯留機能を持たせることで、少なくとも大門南西部の雨水を一時貯留させることが可能ではないかと。そうすると、せっかく工事をしていただいた水路の機能と併せ持って、余計に安全性に高めるということに寄与するのではないかと思うのですが、このことについて、落ヶ池の水位を常時下げておくということについて検討してはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

農林振興課長 福崎町では、大雨や台風など、気象情報を基に町内のため池管理者に対して、あらかじめ池の水位を下げるよう要請を行っております。

また、兵庫県の総合治水条例で、ため池治水活用拡大促進事業というものがありまして、水田へのかんがいが不要となった9月10月の台風期の期間放流によりまして、3,000立米以上の雨水の貯留容量を常時確保することで、河川計画の想定を上回る洪水に対して、浸水被害の軽減を図るものです。福崎町では令和2年度につきましては、11集落、23池で実施しました。

先ほど提案のありました落ヶ池につきましても、令和3年度から取り組みを行う予定となっております。

三輪一朝議員 今、課長が申された県の事業ですと、9月の時期からということなんですが、今、豪雨というのは梅雨の末期を中心としても発生する可能性がございますが、時期的に通年という考え方というものは可能なのでしょうか。無理だとしたら、どのような問題がございますでしょうか。

農林振興課長 やはりかんがい用のため池なので、今の田植え時期につきましては、できるだけ水をためておいてほしいというような農業者の安心感というんですか、そういった要請もあるようです。

しかしながら、台風や大雨があらかじめ分かる場合につきましては、その前に水位を下げるように、ため池管理者のほうにお願いしているところです。

三輪一朝議員 そうしますと、台風なり大雨が発生するという情報のキャッチといったところが非常に大切になろうかと思うのです。その点についても、特に大雨は夜間に発生しやすいというふうな傾向もあるようですので、その点についても注意が要るのかなと思います。

そして、そのため池なんですけど、もう一つ、落ヶ池の南に、西光寺地区だと思うのですが、西光寺地区が水利権を持ちます金垣内池もありますけど、これについても同様の取扱いということは、どうなのでしょう。

農林振興課長 金垣内池につきましても、このため池治水活用拡大促進事業、去年、令和2年度から取り組んでいただいております。

三輪一朝議員 そうしましたら、上井郷に関して、この金垣内池と落ヶ池につきましても、な

かなか町河川管理ということにはなりにくいという、事業費も大変でございましょうから、そういった総合治水という観点も、併せてよろしく願いいたします。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

川すそ川（川すそ雨水幹線）の整備工事が着々と進んでいるわけなんです、私が個人的に思っているところになってしまっているのですが、今、西光寺の仁王門下の1か所で川すそ川の雨水幹線に接続させようというところの計画と聞き及んでございます。

そういったところで、雨の量が多くなったりとか、今、課長がおっしゃいましたように計算上のという前置きもあったわけなんです、町管理河川に坂の下川という川がございまして。これは播但道の南ランプ付近から播但道の東側、中国自動車道のインターチェンジへ上がる坂道ですね、スロープを、ぐるっと周囲を回るような形で、延長とすればそんなに長くないのですが、これも重要な排水を構成する町管理河川になってございます。

これまで申し上げてきた大門西部、あるいは田尻南部の雨水が、くろすけの辺りの水路幅、水深がやや深いとはいえ、リスクとしては残るということで考えております。洪水があったときの、たまたまくろすけ辺りを通行したことがあるのですが、結構な水量であったりしたのを覚えております。そういったところから、バイパス的な水路になるとは思うのですが、この坂の下川へ直接つなぐ水路を設けるということについては、効果が一定程度期待できるのではないかと思うんです。水路の幅がどうで、水深がどうでという計算なり、あるいは勾配がどうでということ、流量計算もありましょうが、そういった計算もちよっとしかねますので、そういったバイパス水路を坂の下川につなぐことで、西光寺仁王門下へ流れる上井郷水路の水量を減少させて、溢水リスク、オーバーフローのリスクを軽減させることはできるのではないかと考えておるのですが、この点について、検討することは可能なのでしょうか。

上下水道課長 現行の計画では、仁王門下の水路の断面を大きくしまして、上井郷水路の水を効果的に排除することを目的としております。

もし、坂の下川を北へ延長させまして、現在、上井郷水路に流入している支川を振り替えるということになりますと、仁王門から下流へと流す排水量に大きな違いが生じまして、現在、計画しております管渠断面では大き過ぎるというようなことになってきます。そうなりますと、事業認可の変更や雨水排水の全体計画を改めてやり直す必要が出てきます。

議員がおっしゃられるルートは、仁王門からの排水能力を補完するものとしての計画は持っておりますけれども、現在の水路をうまく活用しつつ、費用面も考慮しながら、効率的な雨水排除の計画を立てておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

三輪一朝議員 そうしますと、当然、私が申しましたバイパス的な水路を設けるといたしましても、事業費、また起債があるという、企画財政課長がおっしゃいましたように、次年度は非常に財政的な困難が伴うというふうなお話もございましたので、その点については、費用対効果を考えながら、それは見極めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

大きな質問の1つです。中小企業の支援の現状と課題ということで、非常にテーマとしては絞り込んでいない大きな問い方で申し訳なく思います。

当然のことながら、地域の元気とか活性には、中小企業様が元気であることが

望ましいとは思うのです。この地域は、日本全国、この時期はコロナということもありまして、コロナの影響がなくなり次第、早急に経済を回復させていく。あるいは、今後5年後10年後に、より活性化していくということも必要であろうと思うんです。とはいえ、本町を取り巻く環境の中では、人口減少が、1万9,000人を割り込んでおります。かなり早いスピードで進んでいると思います。そして、高齢化は予想どおり進んでおります。

そういったことが少なくとも分かっている中で、いかに稼ぐ力のある元気な中小企業さんが地域に存在するのかどうか。そして、中小企業さんといえども、新陳代謝ということがございますので、新たに創業されて、福崎町内での中小企業家活動を進めていただく、そういったことが活発であることが望まれると思うのです。世の中が、また急速に変化してきてございます。情報化、言葉を換えればIT化など、そういったことにも即応が求められていると思うのです。

そのほかにも企業活動は非常に奥深さ、そして多様性などにも対応した支援というものが必要になってくる。特に中小企業さんといいますのは、そういったことに対応するマンパワー的なもの、あるいは財政的なものについても、どうしても弱かろうということがあろうと思うのです。

非常に広くて難しい問題であろうと思うのですが、今、商工会を中心として実施をいただいております支援施策について、また、その在り方について、本町はどのように捉えられていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 本町の中小企業の成長を促進して、もって地域の経済の活性化に資するため事業者が行う様々な企業活動に対して、福崎町商工会と連携して取り組んでおるところでございます。

中小企業や創業予定者が抱える幅広い事柄に総合的に対応するため、各分野の専門家、経営、資金繰り、法律、税務などに関する相談窓口や学習勉強会などを実施しております。例えば、社会保険労務士、税理士、弁護士などを講師に迎え、無料で個別相談会を実施しております。

また、ポストコロナなど、世の中の変化に対応できる経営面などを支援に当たっております。

三輪一朝議員 その点については理解をしているところなので、今、課長がおっしゃっていただいた支援施策が数々ございます。その中で支援施策の在り方というか、どうあるべきなのか。もうちょっと改良するところはないのか。次の質問のところに若干入るところもあると思うのですが、その点について、本町はどう捉えていらっしゃるのか。お尋ねをいたします。

議 長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前10時00分

(全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急地震速報の訓練放送のため)

再開 午前10時02分

◇

議 長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 ちょうど放送の中に入りまして、失礼しました。

在り方について、いろいろな捉え方があると思うのですが、また、財政的な問題もあったりして、また、商工会の体制の問題もあります。その中で、本町はどう捉えていらっしゃるのか。反省がないと成長もないという考えを持っております。ですので、反省があるところに成長があるということもありますので、その施策について、どう捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 コロナの影響によりまして、商工事業者は非常に疲弊しておるところでございます。

令和2年度につきましては、町独自の応援金、小規模事業者応援金制度とか、それから、持続補助金、そしてまた元気になっていただくために商品券事業なんかも活用して取り組んでいるところがございます。

ポストコロナに向けまして、商工会と連携しながら、経営面の指導、そして資金繰りの調達、そしてまた、様々な支援施策を展開いたしまして、事業者の応援をしていきたいというように考えておるところでございます。

三輪一朝議員 言葉を換えますと、弱いところに手を届かせたいということで、よろしいのでしょうか。

地域振興課長 小規模事業者さん、特に経営的にはちょっとまだ弱いところがございますので、そういう経営面についても、商工会と連携しながら展開していきたいと思っておるところでございます。

三輪一朝議員 おおむねその方向だとは思いますが、ちょっと聞かせていただいたわけでございます。

少し次の質問にも入ったわけなんですけど、次の質問ですけど、中小企業の存続、あるいは拡大ということになりますと、売上げのアップ、あるいは少なくとも維持、維持でありますと、商品を展開するに当たっての原価を下げるでありますとか、限界利益を上げていくというふうな、そういったことも必要になってまいります。

その中でやっていくこととすれば、販路の新たな開拓、そして小さいですけどしっかりしているんだというような企業情報の発信であったり、そして新製品、新サービスの開発、開拓、そして課長もおっしゃっていただいた資金の調達というものも非常に重要であって、そういったものが有効であろうと思うのです。

非常にこれも難しい質問になるのですが、これらのことについて、今、課長もいろいろな施策をやっているということでおっしゃっていただいたのですが、今回、本町と商工会は、こういった中小企業さんが満足する支援を提供できているのか。非常にこれは難しい問題です。幾らニーズを調査しても、どうしても費用が関わるものですので、その中でどう満足感を高めていくのかというのは、永遠の課題ではあると思うんですが、満足度はどうなのかということなんです。そうすると、満足していらっしゃっても、何か課題があるんじゃないかと。そして、課題の解決には、プランとしてはこうあるけど、資金面でやっぱりこうできないとか、いろんなそういったところもあろうかと思うのですが、そのことについて、ちょっと難しい質問になるのですが、どうお考えなのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 コロナの影響で、多くの業種で売上げが減少しております。経営のための持続化給付金や雇用調整助成金、町の応援金、それから政府系、民間系の金融機関が扱う無利子貸付け制度などの申込みの書類作成など、相談業務に当たっているところがございます。

その中で課題としましては、人口減少、高齢化、海外企業との競争激化といった構造的な変化が進む中、慢性的な売上げの減少となっておるところでございます。それに向けての解決方法としましては、事業者の方に役立つ事業や事業者支援の展開、商工会職員の経営指導の指導力の強化によって、地域の活性化をつなげたいというように考えておるところでございます。

三輪一朝議員 いろいろなことを盛りだくさんでやっていかないといけないということで理解をしたのですが、その課題という中で、今、課長がおっしゃった資金の調達というところも非常に大切であります。町からの補助も出ておりますので、これにつ



いて速やかに給付ができるように、改めてお願いしたいと思います。

そして、次の中身になるのですが、中小企業、あるいは大企業を問わず、いずれにしても経営者がどこかで変わっていく、人間というものは永続できないものですので、事業承継という言葉でくくられるようなのですが、中小企業さんでございましたら、親から子の、子であるとか後継者に事業を引き継いだり、あるいは、それが無理でしたら、全然違う方にその事業を売却をするということも含めての事業承継とか、いろいろなパターンと思うのですが、聞き及ぶところによりますと、少子化であったり、また、少子化という中で、子どもさんには自由にその進路を進ませてあげたいというふうなことから、子どもさんが、親を含めて、親族なのか、含めてやっていらっしゃる事業の引継ぎ手がないということも増えてきていると聞いております。

そういった中で、この事業承継ということに限っての質問とさせていただきたいのですが、本町と商工会は、企業が満足する支援を提供できているのか。また、これについても課題があったら、それは何なのか。課題の解決にはどうするのか。現状でしかしょうがないと思うのですが、この点についてお尋ねをいたします。

地域振興課長 事業継続のためには、経営改善普及事業、それから経営発達支援事業を推進させておるところでございます。

また、経営分析、事業計画書の作成支援など、そして販路拡大の支援、創業事業者の継承、働き方の改革とか、BCP、これは事業継続計画でございます、などをつくりまして、それらセミナーや個別相談会を開催しておるところでございます。

また、小規模事業者への補助金など、そして、中小企業者と伴走型の支援施策を実施しておるところでございます。

課題としましては、人手不足や経営者の高齢化、キャッシュレス化、IT化への対応など厳しい状況で、コロナによって、いろいろ事業の売上げが減少したり、それから廃業に追い込まれておる事業者さんもございます。そのための解決としましては、行政、それから地域の商工事業者が一体となって、ポストコロナに立ち向かっていくというような計画でございます。

三輪一朝議員 事業承継ということになりますと、やはり承継するということについて、非常にそれが重く感じている場合が多いと聞き及んでおります。そのことについて、親から子に引き継ぐとした場合に、子どもさんのほうが非常に若いとか、そういった場合もございますので、いろんな財政的な、あるいは知識的な支援もございますが、精神的にプッシュをしてあげることについても、非常に有用であるというふうなことも聞きましたので、その点についても、併せてお願いできたらと思うのであります。

そうしましたら、最後の質問でございます。福崎町内の町道の路面標示についてでございます。

道路の路面に表示されるものはいろいろございまして、横断歩道などは県の公安委員会が設置するということになります。これは道路標示というようです。そして、車道中央線と呼ばれるセンターラインですね、これは幅員が5.5メートル以上の道路中央に示す必要のある車道という定義があるようなんですが、これは道路管理者が設置するということになっているようです。

町道でございますので、この道路管理者が福崎町ということになって、センターラインなど、あるいは道路の外側にある車道外側線という名称がついておるようですが、こういったものについても町が管理するように書いてございます。

これについては、当然、取決めがあったりするのですが、いろいろ町道を見る

中で、車道中央線を有する町道と申しますのは幅員がかなりあるという部類になるかと思ひまして、町道の中では非常に、距離的にもそんなに長くないとは思いますが、本町の町道におきまして、車道中央線、センターラインを有するもの、車道外側線を有するものの総延長が、もし分かりましたらお教え願ひたいと思ひます。

まちづくり課長 現在、町で管理しています町道、これは1級から4級全てで770路線で約255キロ。その中で、先ほど議員が言われました幅員があると思われる1、2級の町道、こちらは265路線で134キロとなっております。

区画線につきましては、台帳による管理を行っていないため、延長の把握はできてはおりません。

三輪一朝議員 道路台帳にも載っからないということの理解でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 はい。道路台帳にも、区画については記載はされてはおりません。

三輪一朝議員 今、申し上げました町道の中で、幅員が5.5メートル以上あって、そういった道路の中に区画線、特にセンターラインが消えているとか消えつつあるというのが、かなりあるように思ひます。そういったところで視認、目で見て分かりにくいという区間が存在します。区画線は、目測なんですけど、2ミリぐらいの厚みがあって、それがアスファルトの上に乗っかっていると思うのですが、これが見えなくなるということだと、タイヤとの摩擦とかで削り取られているというふうなところで思ひます。

私が簡単に見てきたわけなんですけど、センターラインのみなんですけど、消えているような、また、残存をあまりしていないというところをちょっと例で申し上げますと、中小企業大学校に向かう東西の町道で2319号線というところが9割方消えているように思ひます。それと、市川の河川公園のすぐ西を通っております町道175号線、これは六、七割消えているように思ひます。あるいは、町道24号線、別の質問でも申しましたように、田尻の信号ですね、変則の五差路ぐらいになっているあの信号から辻川の観光交流センター付近まで、これも五、六割消えているような。ほかにもございますが、視認がちょっとしんどいなというところがございます。

昼間は、当然、センターラインが消えていても、この辺がセンターラインだろうなというところも、まだ何とかなるのかもしれませんが、視力が弱い方、そういった方々もいらっしゃいます。そして、そういったところから交通事故に結びつきやすくなったりですね。車道外側線ということで、センターラインから外れた外側に白線がついてはおりますけど、これが消えているというところになりますと、夜間のウォーキングを楽しむ住民などにとってもリスクが高まるのではないかと思ひます。

こういった町道の維持管理はしていく必要があるのですが、区画線が不良の区間ですとか、不良の程度、あるいは、その総延長について把握をしているのか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 先ほども申しましたとおり、台帳などによる管理をしていないため、総延長の把握についてはできてはませんが、視認性が著しく低下しているような区画線、こちらにつきましては、町の職員のパトロールなどで判明した箇所、それから、議員さんから指摘がありましたような、道路を利用される方からの情報提供などによるものがありまして、それらを塗り直すなどの必要性について、判断をしているところでございます。

三輪一朝議員 どうしてもラインの引き直しという、区画線の引き直しということにつきますと、コストもかかるものとはいえ、やはり視認性の回復には区画線の引き直しと

ということが有効であろうと思うのです。この区画線が視認しにくくなって数年以上に及ぶような町道も存在するように思っております。

その中で、一つ、時間の関係もあって質問を飛ばすのですが、区画線の引き直しについての年次計画みたいなものはあるのでしょうか。このことについて、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 路面標示でございます区画線、こちらにつきましては、先ほど議員さんも述べられていましたとおりで、中央線については対向車と分離するため、それから外側線については、路外逸脱走行の防止でありますとか、連続的誘導線、それと車両と歩行者、または路外の障害物等との交通事故を減少させる、こういったことを目的に設置されておるものであり、安全性の確保といった点からも、非常に重要な施設であると町も考えております。

町では、区画線の塗り直しに関しまして、具体的な年次計画までは作成はしておりませんが、1、2級の幹線道路、こちらを中心に、毎年約100万円程度の予算を計上させていただき、区画線の維持管理、塗り直しを実施しております。また、舗装の修繕工事などに合わせた塗り直しなども行っています。

先ほど議員のご指摘がありました田尻の変則の五差路のところでございますが、こちらにつきましては、今年度、舗装工事を予定しておりますので、それに合わせて区画線の設置も考えているところでございます。

三輪一朝議員 今、課長がおっしゃいました、毎年、年間100万円程度の予算というところであります。これも本町の道路の管理等に関する条例の第7条ですね、路面、路肩等の整備ということで、これには区画線の引き直しも含まれると個人的には思っているのですが、こういった補修は予算の範囲内でこれを行うということが書いてあります。つまり、予算をつけないと、どんな事業でも同じなんですけど、リスクが高いということで、いかに認識するかが、予算がつく、つかないということに関係してくるのかなと思います。

とはいえ、消えて何年もたっている道路もございます。そういったところから早急な区画線の引き直しを求めたいということになるのですが、このことについて、財政的に非常にしんどいということは重々聞いておるのですが、住民の安全等、どう考慮していくのかも非常に問題が大きいとは思っているのですが、どうお考えなのか、お尋ねをいたします。

町長 町道の区画線が消えているというご指摘でございます。

私自身は、あまりそれを印象的に思ったところはなかったんですが、箇所も指摘していただいて、7割8割消えているというようなご指摘もいただきました。その辺もまちづくり課のほうで、よく確認をさせていただきまして、こういった区画線につきまして、やはり住民の安全・安心を守るというのは、何も洪水とか水害とか、そんなだけではないと思っております。防犯、交通安全も含めて、安全・安心のまちづくりを進めていかなければならないと思っておりますので、この点については、きちっと対応させていただきたいと思っております。

三輪一朝議員 失礼な質問ではあったらと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時23分

再開 午前10時38分



議長 会議を再開します。

次、6番目の質問者は、前川裕量議員であります。

質問の項目は

- 1、小規模学校の特色を持たせた授業運営についての提言
- 2、農地への規制の緩和を行った利活用拡充方法について
- 3、福崎町におけるSDGsの取り組みについて

以上、前川議員。

前川裕量議員 皆さん、おはようございます。議席番号10番、前川裕量。議長の許可を得まして、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、小規模学校の特色を持たせた授業運営についての提言について、質問をいたします。

前回の一般質問でしました小規模校における少人数学級の在り方についてと関連しますが、現在、福崎町内の小学校では、高岡小学校、八千種小学校と児童数の減少が著しい状態です。小学校は教育施設としての役割だけではなく、地域のコミュニティーの拠点であり、地域の活性に欠かせないものであります。そこで、小学校の存続が危惧される小規模校において、特色を持たせた学校運営を行い、持続可能な学校運営を考えてはどうかと思い、このたびの質問であります。

高岡小学校に対し、ICTを利用し、他の小規模校との連携を図り、リモートなどを利用しながら授業を複数校で行うことはできないかと考えますが、どうでしょうか。

学校教育課長 GIGAスクール構想によって、昨年度に整備いたしました1人1台端末で、現在、小中学校におきまして、有効に活用されているところであります。

高岡小学校におきましても、少人数ならではの特色ある取り組みについて、学校長をはじめ、教育委員会も共に考えているところであります。今のところ、全学年を対象に1年間通年で毎週火曜日の6校時に、児童の希望選択制ではありますが、1つ、ICT教育として、町のICT指導員による1人1台端末を使つてのプログラミング教育、2つ、英語教育としてALTによる英会話指導、3つ、運動教育としてのダンス指導などを検討しております。

ご提案いただいております他校との合同授業については、ICTを活用した児童交流事例として、大変興味深いものであると思っております。今後、学校間の調整や技術面での技能なども必要となり、早急には実現しにくいとも考えますが、課題を解決しながら取り組みたいと考えております。

前川裕量議員 小規模校の問題というのは、やはり児童数、例えば1学年で10人未満。この中で起きるデメリットというのは、他の児童との意見の交流ができない。例えば、国語の本を読んだ、この感想はどうだ。やっぱり30人、40人いると多くの意見が聞けます。でも、小さな学校、小さなクラスになれば、やはり他の児童生徒の意見が聞けない。道徳の授業においても同じような。そのデメリットをいかになくすか。それを行うのが、今、私が提唱しておりますICTを利用した他の小学校との交流。

もちろん、これに当たっては、非常にいろいろ、例えば神崎郡内でも同じように小規模校、あると思います。ただ、今のシステムにおけば、町内ではある程度同じようにクラウドでつながっていると聞きますけれども、他の神崎郡になれば、クラウドが違うことによって連携がしにくいとかという話も聞いておりますが、できればそういったものをしっかりと連携できるようにしていただ

きたいという質問をしたかったんですけども、これ、実は技術的には、多分、今、ここにいる人では無理だと私は思います。やはり、それを専門に学んでこられた、例えばNECで働いていた、どこどこのコンピューターの会社で、そういった技術的なものを持っておられる方が必要ではないかと考えます。もちろん、ここにいらっしゃる理事者の方々も非常に優秀ではありますが、パソコンという点になれば、これはまた分野が違う。やはり餅は餅屋に任せるべきだと私は考えております。

そこで、ICTを利用するに当たっては、研究するために必要な人材の確保が必要であると私は考えています。そのために予算措置を講じて、そういった人材の確保を努めてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

学校教育課長 GIGAスクール構想に関連する支援といたしまして、ICT支援員の制度が国で創設されました。本町でも、この令和3年度から、福崎町での教員経験があり、ICTにも詳しい方1名を会計年度任用職員として採用して、現在、町内小中学校6校を巡回しながら、各学校の先生方からの技術的な相談や授業での活用方法などのアドバイス、さらには校内の通信設備の状況確認など、幅広く活動いただいております。先生方からも喜ばれているところであります。

先ほど、質問議員からも提案がありました学校間の連携につきましても、このICT支援員さんが入って、ある程度の検討もしていただいております。そのICT支援員さんいわくも、ある程度の機器があればできるのではないかといいるところまでの技術は持っておられますので、この方に期待して、検討していきたいと思っています。

前川裕量議員 ぜひともね。一番最初の一步がなかなか重たいんですよ。例えば、一番最初は高岡小学校と八千種小学校、どちらも小規模と思われる、同じ町内であれば、同じクラウドなので、同じ教材も使います。どんな形があるか分からないですけども、できることから一度試みていただきたいと思います。

また、小規模校におけるデメリットの一つとしては、やはり予算があるのではないかと考えております。大きな小学校には、やはり人数配分があったり、いろいろあるのが、やはり大きな額が。小さなところだったら小さい額。こうなったときに、同じ修繕をかけるにしても、大きな小学校も小さな小学校もかかる修繕は同じになってくると思うんですけど、その辺の予算のことをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。まず、例えば、八千種、田原、福崎、そして高岡とありますが、小学校の基本的な予算配分はどのような形になっているのでしょうか。

学校教育課長 各学校の経常経費に当たります管理事業費を基にご説明をいたしますと、均等割が50%、児童生徒数の人数割が20%、学級数による学級割が30%という構成にて算出をしております。

額的に申し上げますと、予算額では令和3年度で、高岡小学校で約400万円、田原小学校で約900万円となっております。

前川裕量議員 今の400万円と900万円、もちろん学校の大きさ、児童の数が違うとはいえ、ここをもう少し、小規模校としての、小さな学校に特色を持たせるためには、ある一定の自由裁量できるお金を与えてはどうかと思うんですけども、特に高岡小学校に、その基本予算に上乘せをした、特に学校整備の充実を図ってはどうかと思いますが、どうでしょうか。

学校教育課長 先ほど申し上げましたのは、経常経費に当たる管理事業費の範疇のお話であります。

さらに、先ほど申し上げましたが、高岡小学校における少人数ならではの特色

ある取り組みにつきまして、その実施に当たって、現在の予算の中で創意と工夫をもってしてもなお新たな予算が必要と教育委員会で判断した場合には、予算要求をさせていただいた上、事業実施を進めていけるようお願いしていきたいと考えております。

前川裕量議員 前回であれば、高岡小学校、プールが緊急的に修繕が必要。これは特別予算で組まれました。確かにそれで対応していただいておりますが、町長、これ、自分で持っている、例えば、校長先生が自由裁量できる予算を与え、もっと自由に、そして、この小規模校を守っていくべきだと思いますが。山椒は小粒でもぴりりと辛い、小さな小学校が駄目だ、駄目だ、そうじゃない。山椒は小粒でもぴりりと辛い、そういった小学校運営をすべきだと思いますが、町長のお考えをお教えてください。

町長 小規模校に手厚い支援をという趣旨のお話であろうと思いますが、そのことも大事でありますけれども、私は4小学校とも大事ですし、2中学校とも大事であります。全ての小中学校を大事に支援をしていきたいというふうに思っております。

高岡小学校にということなんですけれども、私は各学校でしっかりと、事業計画というんですか、そういった計画を立てられて、こういう学校にしていきたいから、これだけのお金が要るんだという計画をしっかりと立てられて、それを教育委員会のほうにしっかりと要求を持ってこられて、それを教育委員会の中で検討していただいて、そうだなと言っていただける、そういった事業計画を立てていただければ、それはそれとして検討をさせていただいたらいいのではないかなと思っております。

今、GIGAスクール構想も令和2年度にやっと始まりました。配備も、モバイルが配備をされたところですね。ですから、その活用というのは、今からだと思うんですね。そういった意味で、貴重なご提言もいただいたので、そういったことで、今からいろんな動きとか、活用の仕方とか、そういったことが出てこようかと思っておりますので、町といたしましても、そういった動きをしっかりと見定めさせていただいて、対応ができるように進めていけたらなというように思います。

前川裕量議員 町長、私、何もほかの小中学校、軽視しているわけではありません。ただ、今、高岡小学校をなぜ言っているのか。これ、存続なんですよ。このままだったら、児童数が減って、一昨年ですかね、児童数が減少して複式学級になるかもしれない。前教育長が、いや、これは複式学級にしないで、各1クラスずつしっかりと対応していきたいという答弁をいただいたことがありますけれども、また八千種にしても、もちろん福崎、田原。田原、福崎というのは、まだまだ児童数があって、しっかりと運営できると思います。ただ、高岡小学校においては、地元の方が、このまま小学校は存続するのだろうか、という不安視する声もある。そういう意味で、私は、今、特別にここに力を入れてはどうかという意見で言わせていただいている。もちろん八千種小、私は八千種出身です。八千種小学校、大切です。でも、なぜ一番離れた高岡を言うか。それは、今の小学校の現状を見る中で、高岡が一番危惧されているんじゃないかと。そういう思いで、この質問をさせていただいております。

もちろんICTを使いながら、いろんな特別な形で、特色を持たせて、そして、地域の方々とともに運営できる小学校づくりを、町長、また教育長ともをお願いをしていきたいと思ひ、次の質問に移りたいと思ひます。

次の質問は、農地の規制の緩和を行った利活用拡充方法についてであります。

農地の規制においては、都市計画法と農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振と、2つの法律で規制されており、農地を自由に使うことができません。福崎町においては、特に市街化調整区域に指定されている農村部では、多くの規制の中、親が、また、おじいちゃんが田んぼを多くもっていても、その子や孫が家を建てようとしたときに、その田畑を使うことができず、他の土地を買うケースがあります。そういった中で、福崎町に住みたいと、住もうと思った若い人たちが町外に出てしまうケースがあると聞いております。人口減少が進む中、最も防がなければならない事例ではないでしょうか。

また、近年多く、放棄田が問題となっております。担い手不足、若い人が農業を嫌い、田んぼの耕作を放棄する。一つの原因は、米の単価が低過ぎ、労力に見合わない。また、ほかには農地の価値が低下しているのではないのでしょうか。田畑を持っていて、その土地の価値が低く、簡単に売買できない。資産価値が低い田畑を求めない農家の跡取りが多くおられます。農業を守るために、田畑の価値を上げる必要性があるのではないのでしょうか。

ここで、基本的なことになりますが、幾つか質問をいたします。

都市計画における制限を、まずお教えいただきたい。市街化区域、市街化調整区域の違いであり、また、次には、家屋の売買制限はあるのか、地縁者住宅はどういったものなのかをまずお聞かせいただきたいと思っております。

まちづくり課長 まず、市街化区域と市街化調整区域の違いについて、ご説明させていただきます。

都市計画区域であります。そちらを市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引き制度、こちらにつきましては、福崎町では、昭和46年3月に実施されております。市街化区域、こちらは既成の市街地、及びおおむね10年以内に市街地を促進する区域といたしまして設置され、市街化調整区域では、自然環境や農林業の生産環境の保全と無秩序な市街化を防止するために開発の抑制などを目的に行われております。開発などによりまして、段階的かつ計画的に市街化を図っていくという市街化区域に対しまして、市街化調整区域内では、原則的にはございませぬが、開発というものは許可されておられません。しかしながら、平成13年、こちらの改正の都市計画法によりまして、条例で定めた特別指定区域内、こちらであれば、市街化を促進するおそれがないでありますとか、市街化区域内で行うことが著しく不相当と認められるなど、一部の制限はあるのですが、そういった開発行為により建築されるものにつきましては、この市街化調整区域内においても建築が可能というふうになっております。

次に、家屋の売買の制限でございませぬが、先ほど言いました46年3月の市街化区域と市街化調整区域の区域区分以前、46年3月以前に建てられた建築物であれば、制限はなく売買、また、再建築は可能となっております。しかしながら、区分後、46年3月以降の農家住宅、こちらにつきましては、10年以上、適法に使用しておられれば、他人への譲渡のための許可を得ることができ、さらに要件を満たす者だけが購入、また、再建築をすることができます。

その中でも地縁者住宅という制度もございまして、その地縁者住宅についてですが、こちらは隣接する大字の市街化調整区域内に10年以上適法に居住しておられる方、そういった方については購入が可能、また、再建築も可能となっている制度でございませぬ。

前川裕量議員 今ありました特別指定区域制度というものを、もう少しご説明いただけますでしょうか。

まちづくり課長 先ほど申しましたように、市街化調整区域、こちらでは自然環境や農林業の

生産環境を保全、また、無秩序な市街化を防止といったことで開発の抑制が行われてきたというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

しかしながら、そういった厳しい建築制限が行われてきたことによりまして、人口の減少や産業の衰退なども生じてきている、そういった地域が見受けられるようになってきております。こちらは、先ほど議員が言われたことに通じるのではないかと思います。

そのような市街化調整区域内、こちらの課題に対応するために創設されたのが特別指定区域制度となっております。

この制度は、地域がそれぞれの地域の課題を解決し、その将来像を描く土地利用計画ですね。これは、おおむね10年後を目標ということになってはいますが、その土地利用計画を作成した場合に、町から申出を行いまして、兵庫県が特別指定区域を指定する。計画に沿ったまちづくりを実現していく、そういった施策でございます。

この地域の実情に合った建物が建てられるよう、この特別指定区域制度、こちらには9つのメニューがございます。一例といたしましては、先ほど申し上げました地縁者、また、新規居住者、そういった方々の住宅緩和につきましては、今現在、地域活力再生等区域というふうに変えておりますが、そういった制度がございますし、既存の事業所、こちらの拡張や既存工場の用途変更というものにつきましては、工場等誘導区域といったようなメニューもございます。

現在、福崎町では28地区、こちらがこの特別指定区域として設定されております。

前川裕量議員 それでは次に、農地、農振について、質問をいたします。

まず、農振における土地制限はどのようなものがあるのでしょうか。

農林振興課長 農業振興地域につきましては、優良農地を確保するというところで、農地の優良性や周辺の土地利用の状況によって、農地が区分されておりました、農地以外の用途に使うことは制限されております。

前川裕量議員 農地区分があると聞きますが、どのような区分分けをされているのでしょうか。

農林振興課長 農地区分につきましては、農地の転用許可制度に関係しておりました、農地の転用を農業上の利用に支障がない農地に誘導するということが、具体的な転用目的を有しない投機目的とか、資産保有目的での農地の取得は認められないということになっておりました、農地の区分は全部で5つ区分されております。

まず1つが農用地区域内の農地。これは町が定めます農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。それから、2つ目が甲種農地といたしまして、市街化調整区域内の農業公共投資後8年以内の農地でありますとか、それから集団農地で高性能農業用機械での営農活動が可能な農地となっております。3つ目が第一種農地としまして、10ヘクタール以上の集団農地で、農業公共投資の対象となる農地、生産力の高い農地としております。それから、4つ目が第二種農地、これは農業公共投資の対象にはなっていない小集団の生産力の低い農地としております。最後、5つ目が第三種農地といたしまして、都市的整備がなされた区域内の農地、それから、市街地にある区域内の農地となっております、1番の農用地区域内農地から第一種農地におきましては、原則転用が不許可というふうになっております。第三種農地については原則許可、第二種農地については第三種農地に立地困難な場合等に転用許可というふうな位置づけとなっております。

前川裕量議員 そうしたら、その農地区分の変更はできるのでしょうか。可能であれば、どの



ような方法があるのでしょうか。

農林振興課長 農振農用地の除外のことだと思っております。町が定めます農業振興地域整備計画の変更の協議を県と行うことによって可能となります。ただし、この除外要件につきましては、かなり厳しい内容となっております。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限って変更することができるというふうに規定しております。

まず、第1点が農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること。代替する土地がなく、ここしかないというような場合です。それから、農用地の集団化の作業の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。作業の効率性です。それから、3つ目が農用地区域内での効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼさないことといたしまして、担い手の集積に支障を及ぼさない農地であること。4つ目に農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目にほ場整備事業の工事完了の翌年度から8年を経過していること。

この5つが挙げられまして、方法としましては、町へ関係書類を添えて、除外申出書を提出していただくこととなります。

前川裕量議員 農地区分、変更するとなると、近年であれば、東部工業団地において変更されたという、あの手続が必要であるということでしょうかね。

農林振興課長 農振の除外につきましては、個別具体的に検討することとなります。

東部工業団地に関しましては、農地の面積がかなり広いこと、それによって町の経済的なこととか、そういったこと、それから総合計画、それから都市計画マスタープラン、そのような位置づけ、全てをもって、あそこしかないというようなことで、県と協議をさせていただいて除外に至っておりますけれども、普通の個人の案件につきましては、個別具体的に検討させていただいております。

前川裕量議員 福崎町としては、都市計画や、また農振によって制限されていることによって、若い人が土地を買えず、家を建てられずにいる現状、これをどのように考えられているのでしょうか。

まちづくり課長 議員ご指摘のように、規制によりまして土地を購入されても住居の建築ができないでありますとか、自分でお持ちの土地であるにもかかわらず建築ができないといったようなお話はよく聞いております。

ただ、都市計画ですが、都市計画とは、よいまちづくりを行うための計画でありまして、町の健全な発展と秩序ある整備を行うための計画として設定されたものという面もございます。しかしながら、先ほども述べましたように、市街化調整区域、こちらでは厳しい建築制限が行われたことによりまして、人口減少、また、産業の衰退など生じているのも事実であると思われま。

そのような市街化区域の課題に対応するために、こちら先ほど申し上げました特別指定区域制度といったものが創設されております。町民の方には、このような緩和制度、こちらをご利用いただければというふうに考えております。

また、福崎町においてですが、先ほど28地区と言いましたが、この特別指定区域制度、こちら的大幅な見直しを実施したのは、平成28年度でございます。それから年月もたっておりますので、来年度、令和4年度におきまして、各地元区に伺わせていただいて、相談、それから調整を行った上で、地区設定の見直し、こちらについては実施していきたいというふうには考えております。

前川裕量議員 もちろん、これ、都市計画法、農振、どちらも法律であります。私たち町会議

員ではどうしようもできません。ここで幾ら言っても、町長がやりますと言っても、法律を変えることは、町長の権限があったとしてもできない。でも、私たち、この田舎の議会がこの声を上げていって。本当にこれ、農業振興に係る整備の法律なんでしょうか。私、阻害している法律にしか思えない。

せっかく先祖からいただいた農地や土地を、今、もう孫や子が要らんとする。何で。そんなもらったって、家も建てられへん、資産にもならへん、田んぼせな近所のおっさんに怒られる。負債になってしまっている。この現状をしつかりと。もちろん農振で守られている部分もたくさんあります。都市計画で守られている部分もたくさんあります。でも、この両法律ともに、いつできた法律でしょう。昭和30年、40年にできた。右肩上がりの高度成長のときにできた法律。人口がどんどん増え、経済がどんどん伸びていったときの法律。今、その法律が、これ、即しているのでしょうか。

多くの声を、私たちは田畑をされる方から、もっと自由にできないか、田んぼの価値を上げないといけないんじゃないか。その思いで、この一般質問をさせていただいております。もちろん理事者の方に、こうしてくれ、ああしてくれと言うわけではございませんが、でも、町長、こういった問題、町村会で取り上げていただけないのでしょうか。そして、全国に広げていくべきじゃないのでしょうか。

今、課長が言われたように、都市計画は計画をもって整備をしていかなければならない。計画をもって。今、私の出身、余田地区の奥の田んぼを見てください。どんどん放棄田が増え、荒れていっています。あれ、計画の中に入っていますか。あれを食い止めなければならぬ。放棄田を減らしていかなければいけない。耕作を増やしていけないといけません。全てが農振や都市計画をもって縛られた、土地の価値が下がっていきってしまうことによって、大切な田畑、この田園風景がなくなってしまうのではないかと私は思いますが、町長のお考えを、最後、聞かせてください。

町長 今、前川議員から、先祖から受け継いできた田んぼが負債になっているという言葉をお聞きしまして、私も、ずしっときています。私も田んぼも相続しております。私の場合は何とか村の中に担い手さんがいらっしゃるしまして、その担い手さんに田んぼを作らせていただいているというようなことで、今のところは、何とかやっちはいるんですけども、将来どうなっていくかということをお考えますと、心配なところでございます。

このまちづくりにおきましては、大きな法律としては、この都市計画法と、それから農振法ですね、この2つが相まって、まちづくり、それから農業施策ということをお担っているというふうにお考えしておりますけれども、それが本当にうまく活用できているのかといいますと、あつれきが出てきている、ぎくしゃくしている、そういう気がいたします。

こういった問題につきまして、町村会も含めてではありますけれども、声を上げて、もう少し柔軟な対応ができないかというようなことは訴える必要があるのではないかと考えているところでございます。

前川裕量議員 それでは、次の質問に移ります。福崎町におけるSDGsの取り組みについてであります。

まず最初に、皆様もご存じだと思いますが、少し、改めて説明をさせていただきます。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称であり、日本語では持続可能な開発目標という意味になります。

SDGsは、2016年から2030年の15年間で達成すべき世界共通の目標として、2015年9月、国連で開催された持続可能な開発サミットで、国連に加盟している全て、全193か国によって採択されました。発展途上国、先進国と、国の状況を問わず、地球上のほぼ全ての国が採択した国際目標であるため、誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGsには17項目の目標と、それらの目標を達成するための具体的な169のターゲットに加え、さらにその下に232個のインジケーター、指標があります。

世界各国がSDGsの期限である15年間で、全17項目の目標達成に向けて行動していくことで、2030年以降も持続可能な社会を実現させることを目指し、SDGsの掲げている持続可能な開発とは、国際連合の広報センターによると、持続可能な開発が定義されております。将来の世代が、そのニーズを満たせる能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発。つまり、現在の人々の生活によって、未来の地球環境や人が暮らす社会、経済を壊すような開発をしてはならない。持続可能な開発を実現するには、地球上に住む全ての人々が協力し、取り組む必要があります、目標を達成するために、社会的包摂、経済成長、環境保護の3つの核となる要素が欠かせません。SDGsの取り組みには、誰一人取り残さないことを掲げています。その未来を実現するためにも、持続的な行動をしていくことが大切です、と言われております。

SDGsは、政府も推進している中、当町もしっかりと取り組まなければならないのではないのでしょうか。

そこで、質問をいたします。

これまで当町におけるSDGsの主な取り組みについて、お教えてください。

副町長 本町におけるSDGsの主な取り組みというご質問でございますけれども、特段、本町で今のところ、SDGsを意識した取り組みというのはできておりません。しかし、日常、我々が行っている行政、それぞれ取り組んでいる施策がSDGsの17の目標のどこかに合致しているのではないかとというふうに考えております。

この17の開発目標を見ますと、例えば、貧困を終わらせる、栄養を改善し、持続可能な農業を促進する、健康的な生活を確保し、福祉を促進する、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する、また、安全で、かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現するといったような目標が掲げられているところでございます。我々が行っております目的も、これらと同じであると思っております。

前川裕量議員 行政の仕事は、SDGsとほぼ一緒。これ、私、質問項目を挙げたときにちょっとどうしようかなと思ったのが、これを挙げると、私、全てのことを各課の課長に、今、聞けるんですよね。非常に幅広い。そして、行政がすることが、このSDGsに沿っております。

ただ、副町長、これ、今の答弁でちょっと残念なのが、意識を持って取り組んでいただきたい。このSDGsに取り組んでいくという姿勢が、今、求められているんですね。いや、私ら、今までやっていることがそうなんです、だったら、さらに意識を上げていただいて、それを目標として進めることが必要ではないかなと考えております。

例えば福崎町、フードバンクをやっているじゃないですか。あれなんかも大きな、SDGsに掲げられていることだと思います。やはり、これも、私たちもある程度広報していくという中で、私たち福崎町もこんなことをやっていますよ、

行政はこんなことに取り組んでますよ、このPRも必要だと思います。今後は、そういった思いで、少し行政も進めていただいたり、また、年次計画であったり、今度の計画、いろんな計画の中に、そういった言葉を少し入れていただくことで、また、住民の方の意識の向上にもつながると思います。そういった形で、今後は進めていただきたいと思います。

それでは、次に、ちょっと提言的な形にはなるんですけども、ジェンダー平等の取り組みの一つとして、最近よく、いろいろなところでも取り組まれておりますが、中学校の学生服をブレザーに変更してはどうか。男子も女子も基本スラックスにしてはどうか。姫路の中学校在、この間やられていて、すごくニュースにされていました。今まではスラックスも可としていたのが、いやもう基本スラックスだよというような形で取り組まれていますが、そういった形を、この福崎町に取り入れることはできないでしょうか。

学校教育課長 SDGs 5番、ジェンダー平等を実現しように取り組むため、現在、学校では様々な取り組みを始めております。

中学校では、今年度から出席簿を男女混合名簿にいたしました。また、中学校にある多目的トイレの表示を男性、女性、身体障害者用のマークに改めるなど、取り組みを進めているところであります。

また、ジェンダー平等の観点ではありませんが、校長会では、小学校の制服の見直しについて、検討を始めております。これは、時代の流行性、生地が水をはじく素材にしたほうがいいのかという観点から、ちょっと今の時代には合っていないのではないかというご意見から始めたものであります。

ご提案いただきました中学校の制服につきましては、長年、見直しをしていない学校や、数年前に見直しをしたばかりの学校もあり、一律にはいかない状況にあります。各学校の児童生徒、PTA、同窓会等の意見を参考にしなければならぬと思いますが、制服には伝統や誇り、地域の思いなどもあると思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。

前川裕量議員 制服の変更って、確かに難しいんですね。

私も、今、八千種小学校のPTA会長をさせていただいております。数年前に50年近く続いてきた制服を変更しました。私も、その制服を着て、そして子どもがその制服を着たときに、すごく郷愁に駆られて、ああ、いいもんだなと思ったんですけども、私は、その中で新しい制服を提言し、そして今、新しい制服に変わりました。機能性が全然違います。そういった中で変更を、多くのPTAの会員さんから聞いて変更しました。

ただ、そのときに大きな問題が出たのが経済的なもの、負担ですね。新しい制服に変更することにおいて、今までの古い制服が入り乱れるようなことがあったり、いろいろと経済的負担も大きかったと、その中で反対の声も確かにありました。ただ、いつ変えられるんですか。いつ変えるのがベストなんでしょう。今、聞いているのは、市川町においては、中学校の統廃合において、この機をもって制服を変更する。それ以外で制服を変更するというのは、なかなか難しいんですね。じゃあ、いつがいいタイミングなのか。それは、今なんです。来年なんです。思ったときがベストだと、私は思います。50年間続いてきた八千種小学校の制服を変更する。何で今なんですか。いや、これ延ばしたら、もうあと10年できませんよ。これ、分かりました、すぐ明日やりますというわけにいかないのは分かっております。ただ、前向きに、今、いつするのかって。今しかないという思いでやってもらわないと、これ、変えられないです。

そして、やっぱりジェンダー平等だけではなしに、例えば、うち、娘、今、高

校生になってますけど、冬になったらいつも言います。「何で私らスカートなの」寒いんですよね。「男の子はええな、ズボンやから」そんな声も聞かれる中、そして、今言われるジェンダー平等の中で、こういったものをいち早く取り組むためには、いつやるべきなのか。それは、タイミングというのは、なかなか来ないと思うので、自ら動いていただきたいと思っております。

次に、貧困対策について。

貧困世帯の女子学生が生理用品を買うことができず、学校を休むというケースがあると聞いております。そこで、各中学校の全ての女子トイレにトイレットペーパーを置くのと同じように生理用品を常備しておくことによって、そういった生徒がそれを使用し、しっかりと学業に励むことができるのではないかと思います。どうでしょうか。

学校教育課長 福崎町の小中学校における現状を、各校の養護教諭による聞き取りで調査した結果であります。4つの質問をいたしました。

1つに、貧困により、生理用品が購入できないという児童生徒はいるかという問いに対しましては、6校ともなしでありました。2つ目です。保健室に生理用品を常備しているか。これは、6校とも常備しておりました。そして、保健室に生理用品を常備していることを児童生徒に周知しているか。これは、6校とも、各種の指導の時間を通じて周知をしているということでもあります。さらに、児童生徒が生理用品を保健室に借りに来る頻度は、ということに関しては、小学校ではほとんどない、中学校で月に2枚から6枚ということでもあります。

養護教諭の意見としましては、貧困が要因で借りに来るのではなく、本人の不注意により忘れて借りに来る場合が多いということでもあります。

最近よく言われる貧困によって生理用品が買えないという状況は、福崎町の小中学校では、今のところないようではありますが、コロナ禍の影響で、家庭の経済状況が悪くなった影響を受けている児童生徒がいないかという視点で注視していくよう、学校には指示していきます。

前川裕量議員 非常に繊細な部分で質問しにくかったんですけども、私もこれ、実はニュースで見たときに衝撃を受けたんですね。そんなことがあるのかと。もちろん、さきにちょっと聞かせていただきましたように、中学校とかでそういったことはない。今、福崎町にはいないと聞いておりましたが、そうじゃない、発生してから対応するんじゃないに、発生する前に、それこそSDGsの考え方で、もう先にきっちりと常備しておく。そんなにお金かかるものじゃない。子どもたちのそういった部分、今言われた、たまたま忘れてきたとか、急に来たから持ってきていなかった、もちろんそういうようなものにも対応するけど、わざわざ保健室に行って、ずっとずっともらいにくい。そういう環境をつくるんじゃない。最初に言ったように、トイレットペーパーを置くのと一緒に。そういった感覚を持っていただけたら。そして、そういった生徒が発生した場合でも、しっかりとサポートできる環境づくりを強く要望しておきます。

次には、福崎町にはすばらしい工業団地があり、また一方では田園豊かな農村地域、さらには商業地域があり、自然、産業、経済がバランスよく、この3つがしっかりとあり、そのバランスがあるんですけど、この3つをしっかりと守りつつ、連携を持たせることがSDGsの大きな目的でもあります。

例えば、工業団地で廃棄されたものをリサイクルし、農業に生かすなどの取り組みはできないのでしょうか。

地域振興課長 生産工程で発生する廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することを2030年の目標としているもので、町内の大手企業

では、早くもSDGsに取り組んでおられます。

ロックペイント株式会社では、木製パレットなどの廃材、剪定くずを工場敷地内でチップにして、肥料として学校などの公共施設や営農組合などに配っているとのことでございます。

また、株式会社マンダム、福伸電機株式会社では、ペレット、紙、セメント、木製パレット、廃油などの廃棄物を業者に買ってもらって、リサイクルに努められているということをお聞きしております。

経済、環境、社会の観点から、持続可能な産業化を促進されているということでございます。

前川裕量議員 工業団地、田園、そして商業地域、この3つを持っている福崎町が、これを上手に循環させる。この循環させる役目を行政が努めるべきであって、それができれば、本当にSDGsの一番大きな目標、持続可能な経済活動、また、開発ができるのではないかと思います。より一層、そういった環境づくりに力を入れていただきたいと思っております。

次に、ジェンダー平等において。

福崎町の職員、特に幹部職員において、福崎町は、現在、女性幹部職、課長級ですね、がゼロ人であります。今後、どのようにしていくのか。今後、幹部職員の登用には女性を何名にするなどの内規を定めてはどうかと思っておりますが、どうでしょうか。

総務課長 福崎町では、特定事業主行動計画というものを持っておりまして、その中で女性の管理職の登用を進めるための計画を立てております。

まず1点に、外部研修。自治大学校でありますとか、市町村アカデミーへの参加を呼びかけ、知識習得や経験を積む機会を設ける。もう1点として、可能な範囲で女性職員を多様なポストに積極的に配置して、幅広い職務を経験できるように配慮する。

この2点でもちまして、能力の向上を図るということを考えております。その上で、現在、女性管理職、今、議員、課長以上ゼロとおっしゃいましたけど、この計画では副課長以上で、現在3名、13%なのですが、令和7年度に向けて、20%にするという目標を掲げております。

前川裕量議員 副課長を含めたらそうなる。今、この景色を見て、福崎町がジェンダー平等だと言われたときに、どう住民の方が思われるのかなと、そういう視点で、今、ちょっと質問させていただきました。

多くの企業が、今、そういった幹部級を確保するときには、必ず何名は、役員級は最低何名以上は女性を登用すると。これ、本来、実力差で上がってくるものだというふうに、よく言われることがあるんですけど、そうじゃないです。今まで置かれていた環境、女性が置かれていた環境が、どうしても幹部職級になりにくい環境が多かった。女性の人は、昔だったらお茶をくむのが当たり前、コピーを取ってもらうのは女性の職員さんの仕事だとか、そういうふうに使われていたことがある。そんな環境下で、今、おられる中、やはりきっちりと枠を決めることにおいて、そして、その人たちが、そういった道筋をつくっておかなければならない。それがジェンダー平等等と言われてきていることだと思います。そういった該当の職員がいるとか、いないじゃなしに、いないんじゃなしにつくってください。また、そういった枠をつくることによって、そういった方ができてくるのではないかと思います。

これもSDGsだけではなく、ジェンダー平等、今、多く言われています。そういった観点からも、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。ほか

の方から見て、福崎町はしっかりと取り組んでいるなど。今のこの議会の課長の席を見ると、女性が一人も、以前はおられましたけど、今回はいらっしゃらないということで、今回、このテーマを少し挙げさせていただいております。そういう意味で、前向きな対応をお願いしておきたいと思えます。

私は議員としての目標を、将来、子どもたちが住みたいと思えるまちづくり、将来、子どもたちが住んでくれるまちづくりを願い、議員活動をさせていただいております。SDGsの持続可能な開発。将来の世代が、そのニーズを満たせる能力を損なうことはしない。現在のニーズを満たす開発をする。子どもたちにしっかりと福崎町、バトンタッチする、バトンタッチできるまちづくりをしなければならないと考えております。そういった意味でも、今回の質問の中で多くのこと、すごく各論的なことになりましたが、一つ一つではありませんが、一步一步進め、そして将来、私たちの子どもたちに、この福崎町に住んでもらい、そのバトンタッチができるまちづくりを皆様とともに取り組んでまいりたいと思えます。

以上で、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長 以上で、前川裕量議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、コロナ禍について
- 2、教育問題について
- 3、安心・安全の町づくりについて
- 4、環境問題について
- 5、福祉施策について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

4月に行われました選挙を通じまして、町民の皆さんから様々な声をいただきました。改めて町民目線で考えることの大切さを認識した次第であります。その上に立っての質問でありますので、町民に分かりやすい答弁ということで、よろしくお願いをいたします。

最初に、コロナ禍についてであります。

コロナについては、国の施策が一体どちらを向いておるのか、なかなか分かりにくい、そんなふうな状況の中での町の取り組みでありますので、大変ご苦労があるというふうに思えます。ワクチンの接種をはじめとする現在の町の取り組みについては、委員会等で報告は受けておりますし、この議会での一般質問での報告もありました。町民の疑問や不安もあり、答えていく必要を感じておるところでございます。

まず、ワクチン接種の進捗状況について、お伺いをしたいと思えます。報告もありましたけれども、その上に立って、接種後の状況の把握は、どのようになっているのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思えます。高齢者以外のワクチン接種の計画についても、今日の神戸新聞等でも、いろいろ書かれておるようでございます。ワクチンの供給の予定の心配でありますとか、ファイザー社分の供給で、ちゃんと福崎町はそれでやっていけるのかどうかとか、様々な疑問や質問をいただいておりますので、答弁のほう、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長 接種後の経過につきましてですけども、昨日の竹本議員の答弁でもさせていただきましたように、接種後、体調が悪くなられた方について、町のほうで把握

しておりますのは10人ということでございます。

一般的な症状ということで、発熱とか倦怠感というのがほとんどの方ではございますけれども、中には発熱、それから夜、寝られなかったというような方で、入院された方もございます。

保健センターに言ってこられておられる部分については、そういった方なんですけれども、中には発熱等、それから痛み、倦怠感というようなところはあるのではないかとということで、かかりつけ医のほうで受診された方もあるのではないかとというふうには思っているところでございます。

それから、ワクチン接種につきましてですけれども、高齢者以外の方につきましては、委員会のほうでも説明をさせていただきましたように、現在、基礎疾患のある方の接種に向けて、基礎疾患の自己申告書、予約依頼書というものを受付をしておるところでございます。6月30日で一旦申込みを締め切りまして、抽せんによりまして、接種日を決定をしまして、予約票、それから接種券を送付する予定としております。集団接種につきましても7月10日、8月7日、8月8日と予定をしておるところでございます。

その次の60歳から64歳の方につきましては、該当の方への接種券、それから高齢者の方と同じように意向調査票を明日発送する予定としております。この接種希望の方につきましては、7月10日に一旦締切りをいたしまして、抽せんにより接種順位を決定し、予約票を送付することとしております。

16歳から59歳の方につきましては、職域接種の話も出ておりますので、接種券のほうを6月下旬、ほとんど終わりになるのではないかと思いますけれども、該当の方に送付をしたいというふうには考えております。

12歳から15歳の方につきましては、まだ接種券のほう準備できておりませんので、準備でき次第、送付をしたいというふうには考えておるところでございます。

小林 博議員 最近の報道で、ファイザー社の日本への配分の状況が変化があるというような報道もあったわけですが、現在のところ、福崎町についてはファイザー社の分でいくということでしょうか。

健康福祉課長 自治体の接種についてはファイザー社で行うということで聞いておりますので、その分で行っていくということでございます。

小林 博議員 ぜひ、町民の皆さんにできるだけ不安のないように進めていただきたいと思っております。

接種後の状況につきましては、様々な状況をお聞きをしておるわけでありまして、町としても、その対応がちゃんと取れるように進めていっていただきたいというふうに思います。

それは常駐といいますか、保健センターなら保健センターでちゃんと対応できるという形にはなっておるわけですか。

健康福祉課長 やはり専門的なところになりますと、接種当日ですと、そこに先生もおられますので、そこで応急措置をしていただいて、あと救急車を呼んで病院へというようなところもございますので、基本的にはそれぞれの医師のほうにかかっているということが原則かなというふうに思っておりますが、相談ということであれば、当然、毎日、保健センターのほうでは伺っておりますので、そういった形では進めておるところでございます。

小林 博議員 状況把握についても、ちゃんとやれる体制が町としてあってもいいのではないかと、そんなふうな感想を持ちます。

それから、この接種であります、福祉とか教育関係に従事する方々への接種



は、現時点では優先してやられてよいのではないかというふうに思うのでありますが、その点についてはどうでしょうか。

健康福祉課長 こちらにつきましては、取りあえずは65歳以上の方ということではございますけれども、キャンセルが出た場合の対応でありますとか、そういった場合にも入っていただくこととしておりますし、それから、次の、基礎疾患で打たれる方、64歳から60歳の方という次の接種段階に入ってきておりますので、この辺の接種が始まりますと、そこと合わせて優先的には接種をしていきたいというふうには考えているところではございます。

小林 博議員 あくまで本人の希望ということにもなるかとは思いますが、仕事の内容等を見まして、キャンセルの対応ということではなしに、ちゃんとした優先接種ということに位置づけてよいのではないかというふうに思いますが、その点についてはどうなんでしょう。

健康福祉課長 ですので、優先順位として位置づけをしておりますので、そういった形で進めるということで考えております。

小林 博議員 ぜひ、そのような対応で進めていただければというふうに思います。

それから、先ほど営業関係についての説明等がありましたが、生活、営業などの支援対策の進捗状況と、今後の取り組みについてであります。

仕事が減ったり、失業や勤務時間の減少など、様々な影響が現れております。先行き不透明なだけに、大変な不安が広がっておるところでございます。

事業所等については、商工会等を通じての申請等があったりもいたしますけれども、個人個人につきましては、仕事が減った、先ほど言いましたように仕事がなくなったとかですね、様々な影響が出てきておるわけでありまして、どこまでこれらが対応できているということになるんでしょうか。

地域振興課長 事業者や休業者、失業者の相談窓口としましては、先ほど議員が言われました、商工会と連携しながら対応しているところがございます。

コロナに関する支援策としましては、国・県の制度、公・民の資金繰りに関する制度、それから一時給付金などの生活支援制度について、ご案内や申請書のお手伝いなども実施しておるところでございます。また、ハローワーク姫路、姫路就職安定所とも連携しまして、対策に当たっているところがございます。

何とかこの状況を乗り切っていただきたいと思っておるところでございます。

小林 博議員 仕事がなくなって、ずっと家にいるとか、様々な声を聞くわけでありまして、ぜひ、その相談できる窓口の設定とか、いろんなことがやられてしかるべきだというふうに思うんですが、町としてのそのような窓口はあるんでしょうか。

地域振興課長 まず、町のホームページにおきまして、ハローワークとリンクしまして、求人の情報を掲載しておるところです。また、それから町の取り組みとしましては、コロナによって失業や個人事業主の廃業などで仕事に困っておられる方の求人对策としまして、ハローワーク姫路と連携しまして、対策に当たっております。ハローワークに直接行かなくても、役場において、リモート、パソコンでハローワークと連携して相談できるような環境を、今現在、整えているところがございます。早ければ7月中には、そのオンライン化、開始できるのではないかと考えています。また、個人の携帯、スマホから、直接ハローワークのところにリンクができて、相談をかけるというような制度もハローワークでできておるといったような状況でございます。

小林 博議員 それから、国保関係やら、それらでも、一定の所得が減った人、なくなった人に対する税の減免等の話がありましたが、それらについては、どんなふうに浸透させていっておるのか、その実績はどんなふうになっておるのかをお聞きを

いたします。

税務課長 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少が前年に比べて30%以上見込まれる場合の国民健康保険税の減免につきましては、令和2年4月から6月にかけて、兵庫県から制度の通知が届きました。これを受けまして、町広報紙、ホームページに情報掲載、窓口にチラシを設置いたしました。また、納税通知書発送時にコロナ減免のお知らせチラシ、こちらを同封させていただきまして、周知に努めたところでございます。これによりまして、多くの方の目に留まったのではないかとというふうに考えております。

4月から、メールや電話、窓口等で相談をお受けしてございまして、6月16日の納税通知書発送後の17日から件数が増加をいたしました。個々に状況を聞き取りまして、申請可能となれば、申請書等の記入方法や必要書類をお伝えし、後日、申請いただくという流れを取ったところでございます。

併せまして、相談時には氏名のほか、できるだけ連絡先を聞き取りまして、記録を残していたため、申請がまだの方につきましては、7月中旬、11月中旬、3月中旬に連絡を取り、状況確認を行いました。状況を鑑み、丁寧な対応を心がけたところでございます。

全体の相談件数といたしましては、145件ございました。実際、申請がありましたのは、27世帯という状況でございます。

小林 博議員 大変、この問題の先行きが不透明ということだけに、なおさら大変な状況でございます。ぜひ、しっかりとした親切な対応を引き続き求めていきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、社会教育施設関係の利用も含めてでありますけれども、そのことを中心にしてありますけれども、現在、その利用状況というのは、どんなふうになっているのか。お伺いしたいと思います。

フレイルという言葉で言われておりますけれども、現実にそういうふうな感じも大変いたしておりますけれども、工夫をした活動のやり方というものが、もっとあってもよいのではないかとしたりもいたしておりますので、ぜひ、現在の利用状況と、それから、それに対する対応をどんなふうに進められておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

社会教育課長 今年度に入りまして、通常どおり開館しておりました文化センターや八千種研修センターの公民館クラブの活動は、50団体中38団体が活動されておりました。

また、老人大学や体育館の各教室は、計画どおり実施しておりましたが、4月25日の緊急事態宣言により、図書館を除く社会教育施設や社会体育施設は閉館し、施設での行事や活動も中止することとなってしまいました。

5月12日以降は、開館時間の時間短縮を加えた上で施設を開館し、公民館クラブは50団体中12団体が活動。老人大学やサルビアセミナー、体育館の各教室は、現在休止中という状況でございます。

また、フレイルの関係ですが、フレイルを予防するには、適度な運動と栄養バランスの取れた食生活、そして、社会活動への参加が重要だと言われております。高齢者に対するワクチン接種が進む中、参加者の意向や近隣市町の取り組み状況を参考にしながら、社会教育施設や社会体育施設がフレイル対策に果たす役割などを踏まえ、事業の実施について考えていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 最近の図書館の利用状況、貸出冊数とか、あるいは利用者人数等を見ましても、当然のこのように、令和2年度は大きく下がってきておりますし、さるびあ

ドームなどの利用状況についても同様であります。

そんなふうに、社会教育施設の利用というのは、この令和2年度、大きく下がりました。仕方のないことといえばそうですが、そういう状況の中で、健康面、あるいは精神的な面も含めて、このフレイル対策ということから、もっと利用状況というものは考えられてよいのではないかというふうに思っておるところであります。ぜひ、そんな面で当局の努力も求めておきたいというふうに思います。

次に、健康状況の実態把握のアンケートがありましたけれども、その集約状況等、あるいは内容の特徴点について、お聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 議員が言われますアンケートにつきましては、施設入所者を除く、町内の75歳以上の方に対しまして郵送で行っておるところでございます。

集約の結果につきまして、現在、全体で2,640人の方に送ったんですけども、約86%の方から回答をいただいております。

この中で、簡単なアンケートでしたので、特に外出控えによる活動量の減少で健康度が落ちたと思われませんかという中で、「はい」と答えられた方が約3割ほどおられるんですけども、その中で、「はい」と答えられた中で、何か相談したいことがありますかという方が110人ほどおられましたので、そういった方の中で、特にケアマネジャーさんがついておられない方、54名ほどあるんですけども、そういった方を抽出しまして、特に電話ですとか、家庭訪問を行いまして、実態把握を行いまして、各種教室への参加などを呼びかけているという状況ではございます。

小林 博議員 ふくろう体操とか、ふれあい喫茶とか、各集落でそれぞれ健康づくり等のためにやられてきたわけですが、これらについては、どんなふうな在り方を町としては考えておられるでしょうか。

健康福祉課長 基本的には、今の状況の中で、各自治会それぞれのやり方で進めていただいておりますので、そういった中で取り組んでいただければと思っておりますが、ただ、先ほど社会教育課のほうの答弁もありましたように、緊急事態宣言が出た中では、各自治会、地区とも、活動自粛ということでやめられておりますので、今後、解除後、徐々にですけれども、始められるということも伺っておりますので、そういったところで、感染予防されながら、進めていただきたいと思いますというふうには考えております。

小林 博議員 様々な状況がコロナについてはあるわけでありまして、国のほうでは、国民には自粛を強いるけれども、オリンピック・パラリンピックは観客を入れてやろうというふうな、そういうふうな方向づけでありまして、一体こういう状況が、これではいつまで続くのかというふうなことが、なかなか先が見えにくくなっているというふうな状況でもあります。最初に言いましたように、そういう状況の中でも町行政でありますので、大変だとは思いますが、一生懸命取り組んで、住民の皆さんの不安と、そして健康を守っていく、あるいは生活を守っていくという点で頑張りたいというふうに思います。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。  
再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時56分  
再開 午後 1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、宇崎議員から退席届が提出されています。午後1時50分の退席予定ですので、あらかじめご報告をさせていただきます。

小林 博議員 次に、教育問題について、お伺いをいたします。

コロナという状況に入りまして、なおさら、この教育という問題についての課題が大切になっておるのではないかというふうに思います。

そうした中で、全国的にデジタル化が進められまして、全ての子どもたちに、GIGAスクールというふうな言葉で言われておるようですが、タブレットを全部持たせていくというふうなことが進められました。そういうふうな状況になったわけですが、今、どのようにそれが使われていっておるのか、どのようにそれを学習の材料として使っていこうとされておるのか。その点について、お伺いをいたします。

学校教育課長 GIGAスクール構想によりまして、1人1台端末が全児童生徒に配付されて、学校の先生も少しずつ慣れながら、おおむねの授業では使われているというところではあります。ただ、使い方にもいろいろ、先生によりましては、得手不得手も含めまして、いろいろありますので、できるだけ使っていただく方向でのお願い、指導はしているところではあります。全員が使って、今、授業を受けている状況であります。

小林 博議員 これが、内容といいますか、目的としては、さらにこのコロナの状況等が続けば、リモートで授業もできるというふうなことも含めて計画をしておるといふふうな、国の報道などではそうですが、福崎町では、どんなふうに進んでおるのかということをお伺いいたします。

学校教育課長 基本的には、学校の教室内でしっかり使うことができることについての取り組みを、今、しておるところであります。並行いたしまして、再度のコロナ感染拡大によって、学校が臨時休業などになった場合を想定して、1人1台端末を家庭の持ち帰った場合に使えるかどうかなど、家庭のWi-Fi環境などを調査しているところでもあります。

小林 博議員 そのWi-Fi環境等、調査をしておるといことですが、それ、調査をして、後、どんなふうにしようということですか。

学校教育課長 基本的には、ご家庭の状況がそれぞれ異なっております。一番問題になってきますのが、何もご家庭に整備がないというお家です。それには、いわゆるインフラ整備として、各家庭に通信施設を備えていただく必要があります。それには通信費用もかかってまいりますので、それにつきましては、一部助成をしながらでもお使いいただける方向で検討をしていくところではあります。この部分につきましては、他市町の状況などを見ながら調整していきたいと考えております。

小林 博議員 そのような答えを、これを導入しようというときの議論でもお聞きをしたように思いますけれど、実際、こういうことに頼って進めていってよいのかという点では、若干の、私たちは時代が古い人間ですので、そんなふうな気もしないではありません。

やはり対面で、そして教室で、先生と対面で、友達同士切磋琢磨しながらやっていくのが教育の基本ではないかというふうに、私はずっと思い込んでおりますので、そういう点については、デジタル化ということが中心になっていくのはどうかというふうに思うんですが、その位置づけはどうなんでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、ICTばかりを使って、授業だけが学校と家庭を結んでできるようになればそれでいいのではなくて、学校というのは、友達との関係ですとか、人間形成の一番大事なところでもあります。学力向上はもちろん

のことではありますし、ICTになれ親しんでいくというのは、これからの未来に向かっては外せないところではあります。いわゆる人格形成などを含めて、学校での活動は大変大事なものと考えております。

小林 博議員 その点を特に大切に進めていただかなければならないというふうに思います。同時に、こうしたGIGAスクールなどでは、家庭のいろんな力によって差が生まれるというふうなことにならないように、機会均等という精神も必要ではないかというふうには思います。

それから、現在といいますか、最近英語とか、あるいは数学、算数系統等、授業内容が若干難しくなってきたというふうにお聞きもするわけですが、そういう面で学習内容が理解できず、取り残されていくというふうな子どもたちが出てくるという心配はどうなんでしょうか。

学校教育課長 学校におきましては、基礎、基本の定着が最重要と考えておまして、特に、いわゆる学習面でしんどい子に学力をつけることを重視しております。それには、基本的なことではあります。鉛筆の持ち方、忘れ物をなくす、50分間集中することなど、基本的な学習習慣の確立について、指導をしておるところでございます。

また、取り残される子どもたちがいないように、担任が一人一人の理解度を確認しながら進めていますし、分かるように少人数での指導を行うなど、対応もしているところであります。

小林 博議員 教育委員会の議事録等を拝見いたしますと、町内のある中学校の1年生は学習の状況が心配で、将来の心配が残るというふうな意味の記載があったり、あるいは、小学校3年生でも学級崩壊の状況があったりというふうな、そういう記述があったりもいたします。そんな状況が、この福崎町の小学校、中学校の中で出てきておるといふことについては、大変びっくりもしたのであります。それだけに、今、この内容についていけない子どもたちが出てきておるのではないかというふうな、そんな心配をしておるわけですね。

今、型どおりの抽象的な答弁ですが、実態はどのような状況で、どのように取り組みをされておるのでしょうか。

学校教育課長 教育委員会では、今、言われたような内容について取り上げて、議論もしたところであり。問題点が、もう明確になっておりますので、それについて集中的に取り組んでいくというような方向性で、それに該当する学校長には指示もしたりしているところであります。

教育委員会としましては、なかなか厳しい環境にある学年につきましては、学習支援員さんですとか、介助員さんをさらに令和3年度から増強するなどして、できるだけ状況がよくなるような方向に向けて進めておるところであります。

小林 博議員 併せて、次の(3)のところに書いておりますのを先に持ってきたいんですが、長期欠席の状況もお聞きをしたいと思うんですね。最近の不登校を含む長期欠席の状況については、どうなんですか。

学校教育課長 長期欠席につきましては、令和2年度では、年間で30日以上長期欠席が小学校で24人、中学校で32人、合計で56人。年々若干ずつ増えている状況であります。

小林 博議員 福崎町の生徒数の状況からいまして、学校ごとの数字等も報告をしていただくと、より分かりやすいのかもしれませんが、この長期欠席の数字というものは、1人も出ないようにしたいというふうには思うわけですが、これは多いというように理解をしたらいいのでしょうか。この評価は、どんなふうにかえたらいいんでしょう。

学校教育課長 1人もないことを目標にしている教育委員会としましては、人数が増えていく傾向にあるのは、非常に困った状態であるとは思っております。

小林 博議員 その原因は、どこにあるというふうに分析をされておるんですか。

学校教育課長 原因は、今、申し上げた子どもさんの数、56人、それぞれに異なっております。

把握している中には、基本的には病気によるもの、起立性調節障害でありますとか、ギランバレー症候群、そして、家庭におけるゲーム依存で昼夜逆転してしまうような子どもさんがいるというようなこと。これらに加えまして、令和2年度は、コロナ禍によりまして、コロナにより保護者の方が心配なので、ちょっと行かせたくないというお家でありまして、フリースクールへ通われている子どもさんも増えましたので、人数が増えてきているという状況にあります。

小林 博議員 最近は昔と違って、とにかく学校に行っておいたら、行かせておいたらええということではなくなっておるということは分かりますが、しかし、その原因として、どういうことなんだろうというふうに思うんです。

先ほどの報告にありましたように、学力が心配だというふうな学年まで記載をして報告をせざるを得ない、教育委員会でそんな議論をしなきゃならんという状況に福崎町がなっているという、そんなことと合わせて考えますと、その辺にも原因があるのではないかというふうに思うんです。

先日、深夜でしたが、NHKの番組を見ておりますと、不登校の原因の一番大きなものが、勉強についていけないというですね、そこのところが一番大きいというふうなことが放送されておりました。いろんな取り組み等が検討されておりましたのですが、福崎町の実態と合わせて考えまして、この面、本当に心配をいたします。

本当に勉強がついていけないという、そんなことが原因で不登校が増えておるということであれば、大変問題であるし、子どもたちを取り巻く社会、あるいは家庭環境等々、それらが影響をしているということであれば、大変な状況になっていくというふうに思うんですが、この点について、教育長、ちょっとまとめて現況と、それから原因、対策等、所見をお伺いしたいと思うんですが。

教 育 長 不登校の一番の大きな原因が勉強が分からないというようなことは、ちょっと私は疑問に思っております。確かに勉強が分からないから学校に行きにくくなるという子どももいるとは思いますが、それが一番の大きな原因ではないというふうに思っています。

先ほど、他の状況、福崎町は多いのか、少ないのかというようなことで、ちょっと2年前の資料になるんですが、平成30年の資料で、不登校の率が教育委員会のほうから上がっておりました。小学校でいうと、県は0.65%、福崎町は0.18%。中学校でいうと、県の不登校率が4.30%、福崎町は3.15%というふうな結果が県教委のほうでまとめておられました。これで少ないからええやないかというのではなくて、今、課長が申しましたとおり、1人でも、学校へ行きたいのに行けないというような子どもがないようにしたいと思っております。

そして、その対応、不登校の中にも、学校へは行けないが、保健室へ行ける、相談室へ登校しているという生徒もいますし、適応教室、学校へは行けないんですが、別の学校代わりの教室で、ほぼ毎週行っている生徒もいますし、各学校では組織的に取り組んでくれております。

そして、これは一番、手前みそで喜んでおるんですが、昨年度、30日以上休

んだ中学校3年生の福崎町の子どもたち、10人いました。その10名が、自宅待機とか、進路未定とかいうのではなくて、全て希望している高校ですね、全員が進学、希望しているところへ進学してくれたということを非常に喜んで評価をしております。今年度も希望しているところへ、全員進んでほしいな、その取り組みを大切にしたいなということなのです。

そして、対応については、町費の学習支援員、また、適応教室の指導員、不登校指導員等、町単独で配置してもらっております。そして、不登校の親の会というものもありまして、そこへ出席している、参加している親御さんは、現在おられないんですが、そういう制度。それから、スクールカウンセラー、生徒指導等、担任一人に任せずに、多くの教職員が関わっていきなさいと。

そして、今後の方向づけですが、先ほど質問議員さんも言われましたように、対応については、本当に数年前と大きく変わっております。学校復帰、学校へ連れてくるということだけが目標ではなくて、それも大事なことなんですけど、それと社会的自立、卒業していった後、社会的に自立、これを目指すためにいろんな関係機関とも連携しながら、不登校の原因、様々ですので、個別のニーズに対応した対応に努めたいと考えております。

小林 博議員 先ほど、県下とのパーセントを言われましたが、それは、一昨年ということですか。

教 育 長 昨年度の資料であります。

小林 博議員 昨年度の資料というのは、何年度の欠席の分を扱っておるんですか。

教 育 長 令和元年度でございます。

小林 博議員 私が質問しておりますのは、令和2年度の福崎町の状況からお聞きをしておるわけですか。

福崎町の状況は、令和2年度は、先ほど学校教育課長が報告をされたとおり、全体で小中合わせて56という、そういう数字だったと思うんですね。そのうち不登校が39。そして、この内容を見ますと、学年が上がるごとに、小学校でも学年が上に上がる、小学校よりも、さらに中学校になるほど不登校が増えておるのではないかというふうに思うのですが、その点、どんな状況ですか。

教 育 長 そのとおりでございます。学年が上がるごとに増えております。

小林 博議員 ということは、勉強が分からなくなるという、そういうふうなことが重なってくるという、そういうふうなことはないのですか。あるいは、いじめとか、そういう人間関係の問題もあるでしょうけれど、やっぱり基本は勉強にだんだんついていけなくなるというですね、そういうところが大きいのではないかと思うのですが、どうなんですかね。改めてお聞きしますが。

教 育 長 いじめで不登校になった生徒はいないというふうに認識しております。

そして、例えば小学校3年生で来にくくなった、その子が4年生、5年生とずっと引きずっているというような状況もございます。だから、学年が上がるに従って人数が増えていくという現象になっていると思うんですが、勉強が分からないからということ、なかなか子どもの口からは言えないんですが、よう言わないと思うんですが、担任なり、先ほど言いました学習支援員なり、いろんな先生方と協力しながら、勉強が少しでも分かるように努めておるところであります。

小林 博議員 この令和2年度の数字の西中14、東中18という数字は、あまりにも大きいのではないかというふうに、私は受け止めております。それに対する対応は、しっかりと教育委員会と、そして町当局も含めて検討すべき状況ではないかというふうに思っております。

私は、この正月ぐらいからの住民の皆さんとの対話活動等も通じて、実は子どもがとか、あるいは孫がという形で、数名の方から学校に行かなくなっているということについての話をお聞きいたしました。そういう悩みをお聞きいたしました。それだけに、思い切って、この質問をさせていただいておるわけでありませう。ぜひ、この問題に対する取り組みについて、真剣な対応を求めたいというふうに思うんです。

当年度、福崎町は2名ですか、その費用を組んで学習指導員というんですか、援助員というんですか、それを町単独の分を増やしましたがけれども、その取り組みを評価をしつつ、質問をしております。原因の対応と、そうして今後の取り組みを求めたいと思うんですね。

そんな状況の中で、少人数学級ということも、またとりわけ重要な課題であるというふうに思うんですけれども、これについての取り組みについて、お伺いをしたいと思うんですが、国は、世論に押されて35人学級を推進するということを、ようやく法律を変えました。しかし、学年ごとになっておって、小学校全部やるのに、あとまだ5年かかるというふうな、そんな状況になってしまいます。

兵庫県は、これまで4年生まで単独でやっていたわけでありませうから、それを国が1年延ばしてくれば、それをさらに5年生まで上げるということであればよかったのが、なかなかそうもなっていないようでありませうが、その状況はどうなんだろうか。この兵庫県の話ばかりこれまで聞いていたのでありませうが、兵庫県だけでなく、ほかの状況はどうなのか。他府県の状況などと比べて兵庫県の状況はどうなのかというふうなことなども含めて、答弁を求めたいと思います。少人数学級の推進についてであります。

学校教育課長 兵庫県は、国の制度に比べてかなり進んでおると思っております。先日頂いた資料によりますと、近畿2府4県、大阪以外の県につきましては、兵庫県よりもさらに進んだ少人数学級に取り組みされているということもお知らせいただいたようなところであります。兵庫県は国よりは進んでいたが、近畿2府4県では、相対的にはそうでもなかったのかなという結果を知らせていただきました。

小林 博議員 教育委員会ですからね、兵庫県の中のこと、あるいは福崎町のことを中心として検討することになろうと思っておりますが、いろいろ考えていく、方向づけをしていくという面からいまして、広く全国の状況なり、あるいは、近畿の状況等を検討してほしいというふうに思うんです。大阪が一番悪くて、兵庫県がその次ということになっておりますね、近畿6府県の中で。奈良県などは、中学校まで全部含めて30人学級になっている。滋賀県は35人で通しておるというふうになっておるにしまして、大阪と兵庫県が非常に悪いという状況になっておるんですよね。

そんなふうな状況を改めて知ったときに、教育委員会として、どんなふうな取り組みをすべきかというふうに思うんですが、一つは、教育委員会が県に、福崎町教育委員会として、決議として県に要求してもらおうとかというふうなことも含めて、町自身の取り組みも含めて、どのような感想をお持ちであるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

学校教育課長 町教委だけではないんですけれども、令和2年度におきまして、県内の小学校の校長会は、4年生までの30人学級と、五、六年生の35人学級を。同じく中学校の校長会は、全てを35人学級に。同じく県内各町の教育委員会では、五、六年生以上の35人学級の要望を、県教委を通じて、国へそれ



ぞれ提出をしております。

要望活動を続けて、県費教員を増やしていただく方向でお願いを続けていきたいと考えております。

小林 博議員 広く、こういう実態をですね、教育委員会も知り、そうして要求するについても、この実態を知れば、その力の入れ方が変わってくると思います。そんな面で、ぜひ広い視野を持っていただきたいということと、繰り返しますが、県自身、あるいは町自身としてのできる限りの取り組みも進めていただかなければならないと思います。

特に中学1年の対応としては、中学1年の少人数学級を実施していない都道府県は、全国でたった3つ。兵庫県、大阪、広島の3府県だけというふうな状況も含めて考え合わせますと、いかに兵庫県の教育問題に対する遅れが目立つか。兵庫県の行革ということの被害が教育問題についてまで及んでおるということが分かると思います。ぜひ、そんな面で気持ちを新たにした取り組みを求めておきたいというふうに思うんです。福崎町としても、町単独でいろんな施策も進めていただいていることは評価しつつ、さらなる取り組みを求めたいと思います。

先ほど言いましたように、福崎町内でこれだけの不登校の数字が、学年が上がるごとに学校に行かない子どもが増えておるという、そんな状況を数字で見せられますと、本当に深刻に考えざるを得ないというふうに思っておるところであります。

次に、教育問題ですが、給食の問題について、お伺いをいたします。

かねてより、ずっとこのところ何年もの間、議会で問題になっております。異物混入の問題であります。なぜ、これが、繰り返し繰り返しやられるのか。これは、この異物混入は許容範囲と考えておるのか、異常な範囲と考えておるのか、その点についての認識を、まず答弁ください。

学校教育課長 異物混入につきましては、健康被害はないものの、1件でもあってはならないと考え、異物混入の根絶を目標としておりますので、異物混入が発生したことは、大変残念なことと思っております。

小林 博議員 残念なことの表現だけで済まされては、これはちょっと問題だというふうに思うんですが。なぜ、繰り返すんですか。1年に1回どころの騒ぎじゃないですか。なぜ、こんなことが繰り返されるんですか。それを繰り返さないためには、もっと厳しいしっかりとした対応が要るんじゃないんでしょうか。

私が町の中でこんな話をしておりますと、福崎町の対応、あるいは教育委員会は何しとんだというですね、あまりにも甘過ぎるんじゃないかという、そんなふうな感想として、町民の皆さんから返ってまいります。その点については、どんなふうに思っておられるんですか。注意をしながら、まあまあ仕方がないなど、注意はしとるんだけどというふうな、そんな思いですか。

学校教育課長 以前にも、小林議員さんからは、同じ内容でご質問をいただきました。

教育委員会としましては、再発防止に向けて、異物混入の原因の確認、その除去、業者の衛生管理体制の確認の徹底などを行っているところでもあり、昨年10月から、今年3月にかけては、ともに契約しております兵庫県食育支援センターと、連帯保証人でもあります県のパン・米飯組合ともに該当業者さんの指導にも当たっていただいております。

去年の6月に集中したというところから、異物混入、かなりお叱りをいただいておりますが、最終的には昨年度11件ということで終わったようなところでもあります。そこには10月からのその指導も入り、かなり減って

きておるといふ認識もありますし、今後もこの形で継続していきたいと思っております。

小林 博議員 去年の秋以降は、あとは発生していないんですか。

学校教育課長 いえ、そういうわけではございません。それ以降も2件ほどは発生しております。

小林 博議員 それは、どこで発生しておるんですか。

学校教育課長 主にはパンの中へ異物が入ったという事例が多かったと思います。

小林 博議員 この異物混入については、これが異常な範囲だというふうに思うなら、委託契約に照らして、こういう場合はどうするというに、契約書では、どう対応するという事になっておるんですか。

学校教育課長 県の学校教育食育支援センターが、いわゆる食育支援センターのほうが、パンの加工業者との契約をしていただいておりますので、県のほうで委託した業者を指導するという形になっております。

小林 博議員 福崎町教育委員会としては県任せで、業者に対する指導も、あるいは契約違反だとかということも何もない。ただ県にお任せだということですか。

学校教育課長 決してそういうことではございません。必ず同行しているわけではございませんが、給食センターと私と一緒に業者も訪問し、改善体制について確認しながら、児童生徒に提供する食べ物であるので、業者さんとしてしっかりやってくれということは、再三、何度も行って申し上げてもおります。最終的には、業者さんの志と熱意をもって撲滅していただくしか、なかなか限界を感じるところではあります、引き続き頑張りたいと思っております。

小林 博議員 作業環境は心配のない衛生的な環境でやられておるんですか。

学校教育課長 はい。先ほど申し上げました昨年10月から今年の3月まで指導に入っていたおかげもあり、かなり改善されてきておまして、そういう意味もあって、昨年6月以降の出現率はちょっと下がっているのかなと考えております。

小林 博議員 そこで、言葉を次々と換えられるんですが、最初は1件たりともあってはいけないという表現でした。今は出現率が減ってきておるといふ、減ってきたらそれいいんですか。1件もあつたら駄目なんでしょう。だったら減ってきておるといふ、そんな表現でいいんですか。そんな評価で。それが教育委員会なり、あるいは町当局もかどうかわかりませんが、教育委員会の当事者意識の甘さではないかというふうに私は思います。

教育長 どうですか。

教 育 長 ゼロ件、異物混入ゼロ件を目標にしなくてはならないと思っておりますが、去年、11件あったところ、一気にゼロにはならない、やっぱりこっちの施設のこういうところをよくしながらゼロ件にしたいと思っております。

県の支援センターと町教委も突然に立入調査をして、その後、扇風機のカバーのほこりとか、精米保管庫の不要物とか、ちょっと専門的なことで分かりにくいんですが、洗米機アングルのさびの除去とか、いろんな項目を業者のほうも改善してくれております。そしてゼロにはしたいなという目標でおります。

小林 博議員 先ほど触れました委託契約書というものは、どんなふうになっておるんですか、中身。契約書、これ、提出できるんですか。

学校教育課長 契約書におきましては、異物混入によって契約を解除できるというような条文にはなっておりません。納期までに商品が納入できないでありますとか、通常の考えられる商行為における違反行為があった場合に解除ができるような旨になっております。

契約書につきましては、改めてまた提出させていただきたいと思っております。

小林 博議員 異物混入というのは、商取引上の異常な事態という範囲に入らないんですか。今の答弁からすると。おかしいじゃないですか。商取引の通常の違反行為に入らないというふうな答弁として受け止めましたけど、そうなんですか。

学校教育課長 契約書第16条、契約の解除要件の中で、その旨の表現はないということで申し上げます。

契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または、役務の品質、提供量につき、不正行為があったでありますとか、企業倫理に反する行為により、著しく社会的信用を失墜した、監督官庁から営業許可の取消しを受けたなどが列挙さえておきまして、これにはちょっと該当していないのではないかと考えております。

小林 博議員 配ってもらわないと、現物を読みながらしなきゃ分かりませんが、今、お聞きをした範囲の中では、十分対象になるというふうに思うんですがね。契約違反ということの対象になると思うんですがね。

前に、教育委員会でこの契約書はどうなつとんだと言ったら、いや、ここにはないんやという話、教育委員会には、この契約書がないんやということでした。教育委員会に契約書も置いとらんとって、この異物混入問題を言ってもしょうがないやないかというふうに私は思ったからですね、ですから、契約書はどうなつとんだと書いたんですよ。書いたから契約書を取ってこられたんですか。なぜ、教育委員会でこういう契約書などを整備しておけへんのですか。

学校教育課長 お尋ねいただいたときは、まだ、いわゆる給食センターが文書の管理場所にもなっておりますし、そのときには手元にはないということで申し上げます。写しとして、今、手元にありますので、確認できておるところであります。

小林 博議員 それの問題じゃないかと思うんですね。これだけ重要なですね、幼稚園から、あるいは小中学校の子どもたちの口に入るものを作る、その給食のものを作るころの、その契約書を教育委員会でいつも整備していないということのほうで、そのこと自身が教育委員会の問題認識じゃないんですか。私は、そう受け止めていますよ。そんなふうに思われませんか、教育長。

教 育 長 契約書の保管は給食センターとなっておるんですが、こういう問題が頻発しておりますので、教育委員会に写しなり、保管しておくべきだと反省しております。

小林 博議員 併せて、我々も見ることができるよう、議会への提出も求めたいと思うんですが、議会事務局、事務局といいますか、議長のところへ提出しておいていただけますか。

学校教育課長 はい、写しにつきましては、提出をさせていただきます。

小林 博議員 私は、先ほど読まれた内容をお聞きをするだけで、これは十分な契約違反だというふうに、それに該当するというふうに思いますよ。その点は、しっかりと考え方を改めていただきたいというふうに思います。

だから、4月になってから、また異物混入が発生しとんでしょう。これは給食センターの中での事案かもしれんけれど、4月になってからも発生しとんでね。

学校教育課長 5月の総務文教でもお知らせしましたとおり、給食センターで1件、現在、パン業者さんのほうで、今、確認中のものが1件ございます。

小林 博議員 これが頻発と言わずに、ほかにどんな言葉を使えるんですか。これが異常な事態だというふうな認識にならないとおかしいですよ。そのことを厳しく言っております。

町長、今の議論を聞いて、ご感想をお聞かせください。

町長 大変申し訳ない状態が続いているなという感じがしております。  
小林 博議員 今、町長も入って、この教育関係の会議とか、何か組織ができとんですね。ですから、町長も教育委員会のことだといって他人事のような顔はしておれないと思いますね。

ぜひ、その点についての認識を改めていただきたいと思います。

教育問題について、少人数学級の問題への認識等、不登校の問題から含めてお聞きをいたしましたけれど、非常に重要な時期にかかっているというふうに思います。福崎町の教育問題についてね。ぜひ、町を挙げて、できる限りの方向づけ、検討を改めて求めておきたいというふうに思います。引き続き、取り上げていきたいというふうに思います。

次に、安心・安全の町づくりに入ります。

駅前周辺整備の引き続き課題であります。非常に住民の皆さん方の要望の強いバリアフリーへの進捗状況について、本年度予算でも反映をされて、住民の方々、大変期待を持っておられるわけですが、現在の取り組み状況、JRの進捗状況について、お聞かせいただきたいと思います。

技 監 福崎駅のバリアフリーにつきましては、令和2年度補正予算にて、施設の設計費用、令和3年度当初予算で工事の費用の一部が現時点で予算化されております。そして、近々、工事費用の全てが予算化されるというふうに聞いております。

また、工程につきましては、詳細設計を今年度上半期に行いまして、工事は下半期に発注し、繰り越しまして、令和4年度中には完成というふうには聞いております。

小林 博議員 それは、JRのいつの表明ですか。確認ですか。

技 監 春先、年度を越えてからの話でございます。

小林 博議員 新年度になってからということですね。ということであれば、改めて、またその進捗について、JRに確認をずっと強めていってほしいというふうに思います。繰り返しますが、大変に期待をされております。福崎駅周辺の住民の方々が溝口駅で降りて、そこからタクシーで帰るというふうな方が本当に多いということ、今回もよく住民の方から聞かされております。ぜひ、真剣な取り組みを求めておきたいと思います。

次に、周辺の交通安全対策ですが、駅前周辺整備のことによって、危険が増したと感じられておられる人も非常に多いということは、これまでも訴えておるとおりであります。踏切や、あるいは信号やミラー、スピード規制など、総合的に交通安全対策というものは考えられなければならないと思うわけですが、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 私のほうから、踏切について回答させていただきます。

以前からご指摘いただいておりますのは、福崎駅のすぐ南、県道で言いますと県道田口福田線の中溝踏切の舗装修繕が遅れているというご指摘をいただいております。こちらにつきましては、踏切の西側でございますが、そちらは令和2年度、昨年度末に、県道ですので、兵庫県において施工をされております。

東側、駅側についてですが、5月末にJR西日本豊岡保線区、それと県の姫路土木事務所の担当が調整会議を行っております。そこに町も参加させていただきまして、今の予定ですが、早ければ夏頃には工事を行うというふうにお聞きしております。

小林 博議員 第三西山筋踏切等も、なかなか工事的には、やろうとすれば難しい課題もあるわけですが、その辺にも多くの車が回るようになったというふうにお聞きをし

ておりますし、私も、朝、見に行って、そんなふうにも思います。そういうことから、これなどの周辺のできる限りの対策も要るだろうというふうには思いますので、取り組みを求めておきたいと思います。

それから、その周辺全体のスピード規制なども考えられてもよいのではないかとこのように思います。駅前周辺だけ30キロメートルというのは難しいですか。

住民生活課長 先ほど議員が聞かれました信号、ミラー、スピード規制ということで、お答えさせていただきます。

まず、信号の設置につきましては、以前から答弁しておりますように、県道の幅員が狭く、現状での信号設置は困難であるということを警察から言われております。解決手段の一つとして考えておりました商店街の一方通行化でございますが、地元でも意見が分かれているため、まだ調整中であると聞いております。

それから、カーブミラーの要望につきましては、全ての要望にお応えすることは難しいですが、比較的柔軟に対応できていると思っております。

それと、スピード規制についてでございますが、現在の規制は、県道甘地福崎線の南北側が40キロ、商店街側が30キロとなっております。それ以下の速度に下げよう、周辺地域からの要望があるようでしたら、また警察と協議検討をしていきたいと考えております。

小林 博議員 私は、現況をずっと、朝を中心にして見ながら、私がそんなふうな感想を持っておるわけでありまして、地域から出てこなければ、議会で私が言うのは上がってきた要望という対象にはなりませんか。

住民生活課長 スピード規制につきましては、一番影響を受けるといいますか、それが地元ということになるかと思っておりますので、やはり地元からの要望を一番に考えたいというふうに考えております。

小林 博議員 分かりました。そういう立場もあるということですね。

状況からいまして、道がぐっとカーブしておりますので、その面では、朝夕の状況を見ますと、もう少し規制があってもいいのではないかとこのように思います。

全体として、この周辺の安全が増していくような取り組みを、まちづくり課、あるいは住民生活課、併せて取り組みを求めておきたいというふうに思います。次に、県道甘地福崎線の整備の状況であります。

本年度が本来なら完成というふうな年に当たるわけですが、用地の進捗状況などについての取り組み、それから、前の議会の質問に対して、本年度、一部工事に入ってもということでしたが、その点についてはどうなんでしょうか。もともとこの道にかかるときには、駅前周辺整備の特別委員会の中でも、用地の無償提供というふうな話もあって、そうしてこの県道を広げていこうという話がありました。用地の無償提供をするということが、ちゃんと文書にして町に提出をされておると。だから事業に入るとのことであつたと思うのですが、それがどのような状況になっておるのかと思うんです。お聞かせをいただきたいと思っております。

技 監 県道甘地福崎線の北工区につきましては、引き続き、各地権者との用地交渉を同時並行で進めております。現在、集合住宅の借家人との契約を合わせると9件の契約が完了しております。物件単位では10件中4件の契約が完了している状況でございます。

土地の無償提供につきましては、新型コロナの緊急事態宣言中の交渉を控える

ようというような要請がございまして、ちょっと無理は言えないなというところで、現在、交渉ができない状況なんですけど、所有者への働きかけは、当然ですが、継続していきます。

また、当初、令和3年度までが事業期間というふうに県からも聞いておりましたが、道路用地を確保しているということもございまして、継続事業となることを県から確認しております。

それから、工事の着手につきましては、やはりある程度まとまった事業用地というものが必要なため、現時点では困難な状況でございますが、今後も早期の工事着手と完成に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 先ほどの給食の異物混入との関係も思いながら質問をしています。この件も、異物混入問題の解決もしようと思えば、この県道の拡幅問題にも関わってくるだろうというふうに思いますし、そんなふうにはずっと前から報告を聞いてきたわけです。ですから、そここのところの交渉がどうなっているのか。それが進まない、異物混入問題も解決しないということになるんじゃないかと思って質問しています。どうですか。

技 監 パン工場といいますか、その事業者の方につきましても交渉を進めております。特に、その箇所以外にもお住まいになられている方、商売されている方、ございます。公共事業ですので、公共の福祉といいますか、通られる皆さんのために行われる公共事業というところで、今まで商売されとった方、お住まいになられている方に、補償費を払うんですけど、移動していただいて、公共事業というものは成り立ちます。ですので、異物混入の話もあるんですけど、事業する立場からいいますと、当然、丁寧な交渉をして、ご理解を得て、移転の協力をお願いしていくという立場でございます。

小林 博議員 基本は全く同感でございますので、そういうふうな対応を取りながら、解決を急いでいただきたいというふうに思います。

既に用地が購入できたところ、契約できたところについては、部分的に工事にもかかるという、本年度、工事にかかるということによろしいですか。

技 監 工事も、飛び飛びに買収できている状況というところがございまして、現時点ではちょっとやっぱり困難というところがあります。もう少しまとまった用地といいますか、まとまった土地ができれば、工事を県にお願いしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 そういうことになると、今年の3月議会の議事録を昼に読みよったんですけど、ちょっと答弁が変わってきとるわけですね。そういうことでは困るわけでありまして、状況から見まして、部分的な、大衆的な感覚からも、一部工事がやられてもよいのではないかというふうに思いますが、どうでしょうかね。

技 監 用地、ご協力いただいた土地については、工事できなくはないです。ただ、今、県から聞いているところなんですけど、今の用地の確保具合といいますか、確保状況では、工事をするのはちょっと困難というふうに聞いております。私も現地で見ましても、もちろん協力いただいたところだけ広げるということは可能なんですけど、工事の安全性といいますか、それとか一連性とかということを考えますと、ちょっと今の時点では難しいかなと考えておまして、何とか、今年も予算はついておりますので、その中で用地を確保して、県に工事をお願いしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 それなら、なお一層、その用地問題に努力してもらわなければなりません。

繰り返して言いますが、最初に無償提供があるというふうなことが前提ただけに、もっと早く進むものだというふうに私どもは思っていただけに、

大変残念な状況が続いておりますが、さらなる取り組みを求めておきたいと思っております。

次に、町道福崎駅田原線、あるいは、千束新町線等の状況については、同時進行で予定どおり進むということによろしいですか。

まちづくり課長 町道駅田原線、こちらにつきましては、都市計画道路ということで、その変更を、今、進めているところです。なお、国の予算、交付金をいただいてするわけですが、この町道駅田原線、並びに町道の千束新町線につきましては、令和3年度から予算がついておりますので、今年度から事業には着手していきたいと考えております。

小林 博議員 近々、説明会もあるようでございますので、滞りなく遅滞のない取り組みを求めておきたいと思っております。

次に、住民の生活の身の回りのところの道路整備ということが、かなり広範囲に各所で要望がございます。したがって、住民の生活道路整備ということを福崎町の重点課題としての取り組みが必要になっているというふうにも思うわけです。等級や地元負担の軽減等の見直しも必要と思ったりもいたしますが、取りあえず、生活道路整備を福崎町の重点事業としての取り組みにしようというふうな問題提起ですが、かつてはそういうふうなことをやった時期もあったんですが、そんなふうな思いは、町長、どうでしょう。

町 長 生活道路整備の要望は、各区長様から要望書を出していただいておりますので、私の思いとしては、もともとしっかりとした対応をしていかなければならないと思っている事業でございます。

小林 博議員 出費多端ないろんな状況があるわけですが、福崎町の重要課題としたら、一定の取り組みが必要だろうと思っておりますので、ぜひ、今後の検討材料にさせていただきたいというふうに思っておるところであります。個々には、ぜひ具体的に、身近なところ、解決できるところはすぐに解決をしていってほしいというふうに思います。

次に、空き家対策ですが、最近の空き家の状況の把握は年々されておるのかどうか。それから、それについての苦情や町への要請件数はどうなのか。あるいは、条例等に基づいた行政の取り組み等について、答弁を求めます。

まちづくり課長 町内の空き家でございますが、毎年、各区長様にお問い合わせいたしまして、その状況を把握しております。近々のものでいきますと、令和2年9月1日現在のものを把握しております。

町への苦情ということでございますが、令和2年度、昨年度は13件ございました。今年度、令和3年度は6月までですが、今のところ6件の苦情はあります。内容は草等の管理依頼が多いと思っております。

町の取り組みでございますが、そういった町民の方から苦情を得ましたら、その情報提供を基に現地を確認させていただき、所有者の方に対して文書、または電話連絡によりまして、適正に管理をしていただくようお願いをしているところでございます。

一方、損傷の激しい特定空家と呼ばれる、該当するような物件に対しましては、国の空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項、並びに、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の第7条第1項というものがございまして、それに基づきまして、助言、指導を行うこととなっております。なお、この助言、指導につきましては、現在、3軒に対して行ったところがあります。

以上です。

小林 博議員 その効果の程は、どうでしょうか。

まちづくり課長 この特定空家に該当しないところではありますが、町から連絡をさせていただきまして、撤去していただいたところも数件ございます。今現在も、新町でございますが、2軒撤去していただいております。

この助言、指導につきましては、一定の期間を置いた上で、様子を見て、いついつまでにお願いいたしますということをやっていますので、その期間が来ましたら、また空き家の対策審議会等で諮って、次の取り組みに入っていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 数も多くなってきておるわけでありまして、できるだけ迅速な対応ができるように求めておきたいと思っております。

次に、水害対策についてお聞きをいたしますが、今年も雨季に入っております。想定以上とか局所豪雨などが言われる昨今であります。危険と思われる箇所の具体的な対策を求めておきたいと思っております。河川内の樹木や堆積土砂の撤去などを急いでほしいと思っております。今年度予算でも一定量、組まれておりますので、それらを急いでいただくことが必要であろうと思っております。

特に気になっておりますのは、七種川の田口部分など、河川内の樹木やら、あるいは竹などが流れをせき止めるのではないかという、そんな心配を多くの方がされております。地元のボランティアといいますか、地元でのそういう作業にするには、ちょっと問題が大きいかないかと思っておりますので、県・町による取り組みを求めておきたいと思っております。

まちづくり課長 樹木の伐採でありますとか、除根につきましては、市川では県、それから七種川では、昨年度にかけてですが、堆積土砂の撤去などを行っていただいております。今年度、町におきまして、町管理の河川で堆積土砂の撤去工事なども予定しております。

先ほど申されました、市川、七種川のそういった問題でございますが、地元の方から連絡を受けますと、県の担当の方と一緒に現地を確認いただいて、それから後の対応について協議をさせていただいているという状況でございます。

小林 博議員 一たび雨が降れば、すぐに水が出ますので、この面について、今言いましたような、具体的な箇所も言いましたけれど、対応を求めておきたいと思っております。

次に、調整池など、施設の点検・管理を日常化しておくことも非常に重要かと思っております。かねてから、よく問題提起をしておりますが、福崎町が管理を既にしておるもの、あるいは民間の施設状況等を常に点検しておくという、そういう把握等が必要かと思うんですが、まちづくり課なり地域振興課等、どこになるのか知りませんが、これは、まとめた管理というのとはされておるのでしょうか。

まちづくり課長 まず、まちづくり課で管理させていただいておりますのは、福田にございます今谷池、こちらを調整池として使わせていただいておりますので、そちらにつきましては、草刈りの実施でありますとか、大雨が予想される前には職員による点検を行っております。

あと、民間で開発されました調整池、町内には4つございます。1か所は地下貯留のため、ちょっと点検は難しいんですが、残りにつきましては、目視ではございますが、連絡を入れさせていただいて、監視をしているような状況でございます。

地域振興課長 続いて、工業団地内でございます。

福崎工業団地には2つ、それから企業団地には3つ、東部工業団地には2つの合計7つの調整池がございます。

町では、年2回の法面などの草刈り、それと目視での危険箇所の確認、そして



オリフィスなどの施設点検のなどの確認も実施しております。

また、近隣企業さんも地域貢献として美化活動に取り組んでおられるところもごございます。

今後も引き続いて、安全確認をしていきたいと思っております。

小林 博議員 雨の降り方が変わると同時に、人間の手によって開発等、環境も変わってきておりますので、ぜひ、その対応を求めておきたいと思っております。

次に、環境問題についてであります。町道の管理、189号線だったかな。その件と、それから不法投棄問題、高橋の問題について、この2件については、解決をしないまま、状況が何年も推移をいたしております。このことを通じて、県及び町に対する行政不信というものが、非常に強まっておるという状況でもあります。その取り組みの状況について、報告と、今後の決意についての報告を求めます。

まちづくり課長 以前からお話しさせていただいています町道板坂塩田線でございます。こちらにつきましては、町の方針といいますか、取組方針ですが、2つ考えております。まず1つが道路管理としての立場といたしまして、こちらは町有地に対する不法占有ということがはっきりしていると思っておりますので、車両の強制的移動などの措置でいきたいというふうに思っております。もう1面が、環境面ということですが、産業廃棄物といったことになれば、そういったことが可能なんです。今の状況では、産業廃棄物にすることは困難であるというふうに県から言われております。

そういったこともございまして、町といたしましては道路管理の面から町有地の不法占有、そちらを重点的に出していって、解決につなげていきたいというふうに考えております。

住民生活課長 高橋の不法投棄の問題でございます。

管轄であります西播磨県民局は、引き続き継続的に発生源者に対して、電話催促を行っております。地元、高橋区長様からも、一度発生源者を呼び出すように要望を受けておりました。現在、調整を行ってもらっているところでございます。今月中には調整できるように聞いておりますので、小林委員長も同席いただきまして、我々とともに強い追及をしていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

小林 博議員 協力しないではありませんが、行政が私の名前を出して、こっちに責任を振るといようなことはやめておいていただきたい。

高橋の問題は、初期の段階で議会で取り上げて、そうしてその後、県と町が業者と話をし、それで追認をして認めたみたいになって、だーんと一挙に積み上がって、それが後、ほったらかしという状況になったんだからね。県の責任は大きいですよ。町もあるかもしれませぬ。私は、代執行で県がやって、後の請求ぐらひは業者から取ってきなさいということは言いたいですね。県に対してね。それは言ってください。

あるいは、この状況が違法という認識だったら、違法という状況の認識にふさわしい取り組みをやらないと、道路管理の問題も一緒ですが、無法者の無法なことがまかり通る福崎町ということになってしまうじゃないですか。福崎町には日本の法律は通用しないんですか。そういうことになってしまうでしょう。そういう認識ですよ、私は。どうですか。

町 長 この2点の不法投棄といいますか、この問題につきましては、私も本当にくやしくてたまりません。恐らく、私は違法であると思っておりますし、板坂塩田線のところについては、県は産廃と認めてくれないんですが、それはどうして

なんだろうという気持ちもあるんですが、これは仕方ないとしましても、町有地に廃自動車を放置しているといった状態には違いないというふうに思っております、何とかしたいという思いで、担当課と一緒に一生懸命、叱咤激励して取り組んでいるんですが、業者がいついつまでにやります、今度報告します、そういったことを言うんですね。けれども、それをしないということが続いております。それを次の段階にということになるんですが、なかなか、やはり、県さんと一緒になってやっていくということも大切でありますので、もう少し、もうしばらく時間を頂いて、県さんと一緒にしっかりとこの問題についても取り組んでいきたいなというふうに思っております。

小林 博議員 これ、何年たつとんですか。この道路の問題、これ、何年たつとんですか。たしか、板坂の平岡さんが議員であるとき、かなり力を入れて言っておられたというようにも思うんですが、その頃からだと大分なりますよね。その頃から、今、言われておったような官民境界をはっきりさせて、道路上からのけささんかいという話はあったわけです。口では言いながら、ほったらかしにしとんちゃうんですか。

まちづくり課長 おっしゃるように、平成16年だったのではないかというふうには記憶しておりますが、決して放置しているわけではなく、担当といたしましても、当人と何遍か現地で会いながら、町の考えも申しつけております。また、法的なことになってきますと、どうしても私たちでは分からないこともございますので、弁護士の力も借りながら、解決に向けて取り組んでおります。ただ、町長が申しましたように、時間がたっておりますので、なるべく早い解決はしたいとは考えております。

小林 博議員 話をしとったら言われるんです。議会のたびに質問されても、短い3か月ぐらいでは、そう簡単に動きませんよって。3か月、その前の3か月、3か月、3か月足したら、1年も2年もなるじゃないですか、何ぼでも。

ですからね、決意を見せてくださいよ、形で。

福崎は日本の法律の適用される場所なんでしょう。そうですね。総務課長、そうですね。

総務課長 そのとおりです。

小林 博議員 こういう問題で、法に違反した場合の措置というのは、どうなるんですか。

総務課長 法の違反の種類にもよると思いますが、刑法に規定するものであれば、刑事訴訟法に基づく告発などが該当するかと思います。

小林 博議員 ちゃんと対応してくださいよ、本当。そう思うんですよ。何年同じことを繰り返しとんですか。今の報告によれば、かなり長いでしょう。ですが、長いことほったらかしとるからといって、議会で取り上げるのをやめようかということに、私はなりません。次の議会には、答えを出してくださいね、課長。

まちづくり課長 精いっぱい努力はいたしますが、それ以上は、ちょっとお約束はできません。

小林 博議員 法律を守る仕事をするのは、あなた方の責任ではないんですか。私は仕事をせんでもこらえてくださいと言うんですか。

町長 業者と町の担当課とは、いろいろと話をさせていただいて、調整もさせていただくんですね。けれども、この2件については、そのときに約束したことを守ってくれないんですね。

もう一つ付け加えてお話しさせていただきますと、高橋の不法投棄につきましては、これは産業廃棄物ですね。権限は、小林議員もご承知のように、兵庫県が権限を持っているところであります。福崎町のところで起こっていることでありますので、福崎町も当然一緒になって、一生懸命対応させていただいてお

りますが、やはり主体となってやっていただくのは、兵庫県さんであります。ですから、私どももこうしてほしいということは申し上げるんですが、やはり県さんがこういう方針でやるというところで、物事は進んでいくんだらうというふうに思っております。ただ手をこまねいて放置しているわけではございません。本当に会議録を見せていただきますと、日に日に電話をしていただいて、相手さんと打合せをし、指示をされているところでございます。進んでいないように見えるかもしれませんが、指示か、命令か、何か分かりませんが、そういったことは、一步ずつ進んでいっているということには違いございません。

それから、板坂塩田線なんですけれども、私の思いとしては、あれが廃棄物と違うんやったら、何が廃棄物なんだという思いがありまして、そのことは県さんにも伝えるんですが、県さんの見立てによりますと、廃棄物になかなかならないといったような状況の中で、ならどうするんかといいますと、町有地に自動車が放置されているという部分で、何とか業者を指導できないかというところで、担当課も動いてきてくれてはおるんですが、境界の確定の測量とか、そんなはしませんということなんです。そういったことで、なかなかこういう相手にどのように対応していったらいいかということに苦慮しているんですけれども、先ほど課長が申し上げましたように、弁護士さん、また県さんともよく調整、協議をさせていただきながら、前に進めていきたいというようには思っております。

小林 博議員 私たちは、町民の方に言われるんですよ。「小林、おまえ、何しとんどい」いうて。「おまえ、役場から給料もろろうとんやろうがい」いうて、「議員報酬だけもろろうといて、おまえ仕事せいへんのか」いうて、こんなふうにぼろくそに言われるんです。ちゃんとはっきり叱られますよ。ちゃんと仕事してくださいよ。

今、町長が答えられたんだから、この2件については、町長の責任で、次の議会でいい答えをしていただくように求めておきます。

ほかの問題もそうですが、やっぱりスピード感が要ると思います。国や県の補助、調整しなきゃならんというのは一定の手間がかかりますが、ちょっとしたこととか、このことは町の単独でできるだらうとか、いろいろ内容があるわけですから、そういうものについては、できることはできるだけ早くやるという、そのスピード感、このことが大事だと思います。それから、問われたことに対する返事、そういうことも大事だと思います。そういうことに対するスピード感をもう少し大事にさせていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、明日6月18日金曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時17分